

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要等

第146回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生規則関係

- 1 事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- 2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化
- 4 化学物質の自律的な管理の状況に関する労使等のモニタリング
- 5 化学物質に起因するがんの把握の強化

1 事業場における化学物質に関する管理体制の強化①

安衛則

1-1 化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場（業種・規模要件なし）
※個別の作業現場毎ではなく、工場、店舗、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられる危険・有害物質

(2) 選任要件

- 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
 - リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者
 - リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し（専門的講習等の受講を推奨）

（※）専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を厚生労働大臣告示で制定予定

学科教育	科目	時間
	化学物質災害の発生の原因	一時間
	化学物質の危険有害性	二時間
	関係法令	一時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査	三時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく措置	二時間
実習	化学物質の危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置	三時間

(3) 職務

- ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

1 事業場における化学物質に関する管理体制の強化②

安衛則

1-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- 保護具について一定の経験及び知識を有する者（要件は通達で示す予定（13頁（※5）と同じ。））

(3) 職務

- 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

1-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止し、危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

- 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
- 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
- 作業手順に関すること
- 作業開始時の点検に関すること
- 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
- 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、1～4の項目は省略可能
・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
・製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化①

安衛則

2-1 SDS等による通知方法の柔軟化

公布日施行

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることする。

(現行)

- 文書の交付
- 相手方が承諾した方法
(磁気ディスクの交付、FAX送信など)

(改正案)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする

- 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- FAX送信、電子メール送信
- 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

2-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容の通知(※)を行わなければならないこととする。5年以内ごとに1回、記載

内容の変更の要否を確認

変更があるときは、

確認後1年内に更新

変更をしたときは、

SDS通知先に対し、変更内容を通知

※現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

2-3 SDS等による通知事項の追加及び含有率表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- SDSに係る通知事項として、新たに「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。
- SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載を求ることとする。(※製品により、含有量に幅があるものについては、濃度範囲による表記も可。)

2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化②

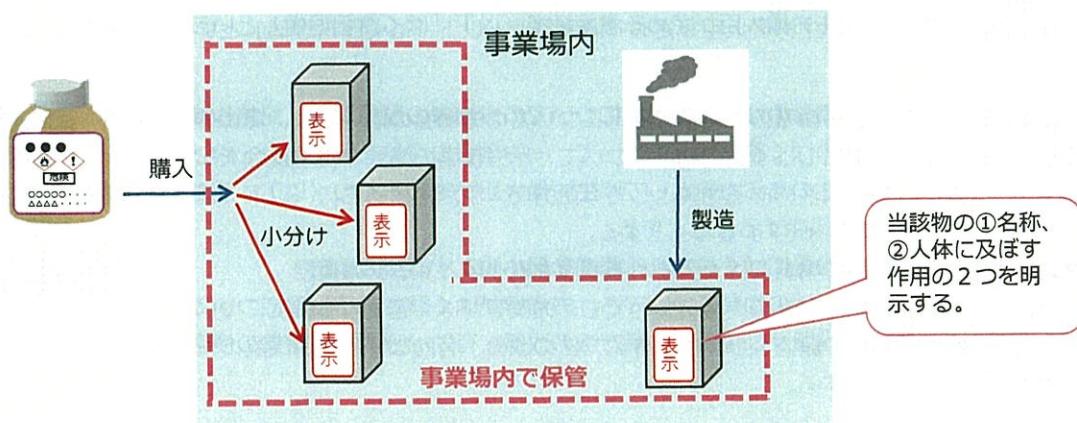
安衛則

2-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

労働安全衛生法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質(以下「ラベル表示対象物」という。)について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針(平成24年厚生労働省告示第133号)の改正2-1から2-4までの改正に伴い、以下の改正を行う。
 - 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
 - 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化①

安衛則

3-1 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

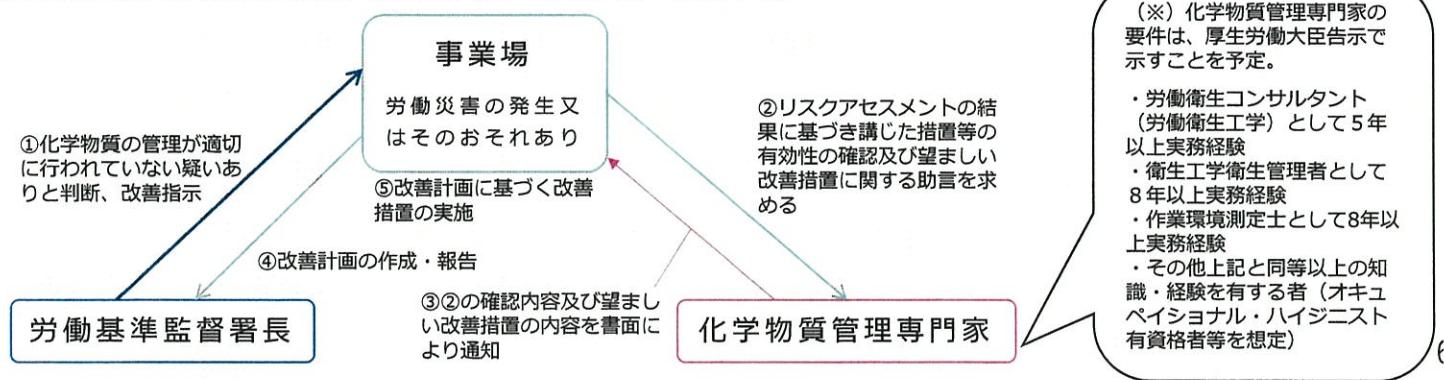
2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2024(R6).4.1施行

3-2 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- ・労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- ・改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化②

安衛則

3-3 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務①

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局部排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「ばく露管理値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度基準（以下「ばく露管理値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1施行

(2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1施行

((1)①に係る部分)

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聞く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

2024(R6).4.1施行

((1)②に係る部分)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1施行

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にすることとする。

※ がん原性物質は、厚生労働大臣告示で示すことを予定。

- ・GHS分類で発がん性区分1の物質
- ・労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針（いわゆる「がん原性指針」）の対象物質

3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化③

安衛則

3-3 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務②

2024(R6).4.1施行

(4) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・(1) ②のばく露管理値設定物質について、労働者が(1) ②のばく露管理値を超えてばく露したときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存することとする。

(5) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を30年間保存することとする。

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年厚生労働省告示第3号）の改正
当該指針について、以下の改正を行う。
 - ・ 化学物質管理者の選任、ばく露管理値の設定等、上記3の省令改正事項を反映する。
 - ・ 「リスクの見積り」において、最新の知見を踏まえ、感作性物質、経皮吸収による健康障害、麻酔作用を有する化学物質に係る留意事項を追加する。
 - ・ 「リスクの見積り」方法について、最新の知見を踏まえ、個人ばく露測定や生物学的モニタリング等の方法を追加する。

3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化④

安衛則

3-4 化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1施行

● 義務

2024(R6).4.1施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2023(R6) 4.1
ある（①）	努力義務	義務
不明（②）	努力義務	
ないことが明らか		（皮膚障害等防止用保護具の着用は不要）

4 化学物質の自律的な管理の状況に関する労使等のモニタリング 5 化学物質に起因するがんの把握の強化

安衛則

4 衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1施行

衛生委員会における付議事項に以下の事項（3－3（1）及び（4）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 3－3（1）②のばく露管理値設定物質について、労働者がばく露される程度を3－3（1）②のばく露管理値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果及びその診断結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ ばく露管理値設定物質について、労働者がばく露管理値を超えてばく露した際に実施した健康診断の結果、講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

有機則・特化則・鉛則・四アルキル鉛則・粉じん則等関係

- 6 化学物質管理の水準が一定以上の場合の個別規制の適用除外
- 7 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化
- 8 ばく露の程度が低い場合における健康診断の頻度の緩和

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（※1）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることとする。

2023(R5).4.1施行

<認定の主な要件>

- ①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（※2）が配置されていること。
- ②過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないこと。
- ③過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- ④過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。
(粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。)

(※1) 所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。

(※2) 化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示で示すことを予定

- ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として5年以上実務経験
- ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・作業環境測定士として8年以上実務経験
- ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等を想定）

12

7 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化①

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

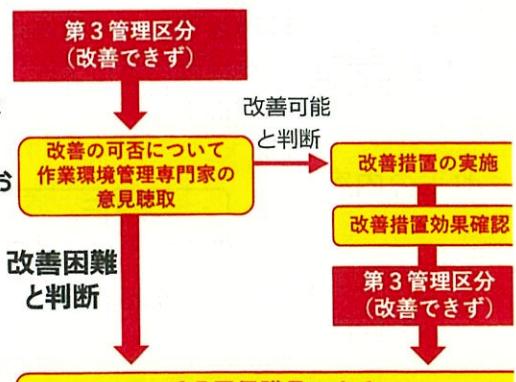
2024(R6).4.1施行

1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家（※1）の意見を聞くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。
- ③保護具着用管理責任者（※5）を選任し、（2）及び（3）の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④(1)①の作業環境管理専門家の意見の概要及び(1)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署に届け出ること。



3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ①6月以内ごと（鉛の場合は1年以内ごと）に1回、定期に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。

(※1) 作業環境管理専門家の要件は、通達で示す予定。

労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として3年以上実務経験、衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験、作業環境測定士として6年以上実務経験、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。

(※2) (※3) (※4) の事項については、厚生労働大臣告示で示すこと予定（概要は次頁参照）。

(※5) 保護具着用管理責任者の要件は、衛生管理者等の一定の経験及び知識を有する者である旨を、通達で示す予定。

71

7 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化②

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

2024(R6).4.1 施行

(4) その他

- ①作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用（前頁※3）させること。
- ②個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

※ 今回の改正に伴い、石綿則、粉じん則についても同様に、作業環境測定の結果等に関する労働者への周知規定を設ける。

※以下の事項は、厚生労働大臣告示で定める予定。

(1) 個人サンプリング法等による濃度測定方法等

- ・デザイン及びサンプリングは、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定（個人サンプリング法）について登録を受けている作業環境測定士に実施されること。
- ・濃度の測定方法及び分析方法は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）を準用する。測定は、原則として個人サンプリング法によること。

(2) 有効な呼吸用保護具の選択方法

- ・呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数（※）を有するものでなければならないものとする。
- ※ 指定防護係数とは、呼吸用保護具の種類等に応じて定められている防護性能を示す値のことという。
- ・要求防護係数は次の式により計算するものとする。

$$P F_R \text{ (要求防護係数)} = C \text{ (測定対象物の濃度の値)} / C_0 \text{ (大臣が別途定める濃度の基準)}$$

※ Cは、作業環境評価基準第3条の計算に基づく第一評価値等を用いる（第一評価値等については、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具（平成24年厚生労働省告示第579号）二から三までに掲げるものと同様とする予定。）。

(3) 呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認方法

- ・呼吸用保護具の装着の確認方法は、当該呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（フィットファクタ）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタ以上であること確認する方法とする。

8 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

特化則	有機則
鉛則	四アルキル鉛則

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年内ごとに1回に緩和できることとする。

<改正の内容>

現行

改正案

特殊健診の実施頻度	6月以内に1回実施	→	リスクに応じて、 (区分1) 1年内に1回実施 (区分2) 6月以内に1回実施
-----------	-----------	---	---

要件	実施頻度
以下のいずれも満たす場合（区分1） ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。 (※四アルキル鉛を除く。) ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。 ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。	次回は1年内に1回 (実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。)
上記以外（区分2）	次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年内ごとに1回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

3

施行スケジュール

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

施行期日

	2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
S D S 等による通知方法の柔軟化	公布日施行	
「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
通知事項の追加及び含有率表示の適正化		2024(R6).4.1施行
事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
ばく露を最小限度にすること (ばく露をばく露管理値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化		2024(R6).4.1施行
特殊健康診断の実施頻度の緩和	2023(R5).4.1施行	

(1) 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

(2) 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。
- リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」などが多い。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

(3) 中小企業における状況

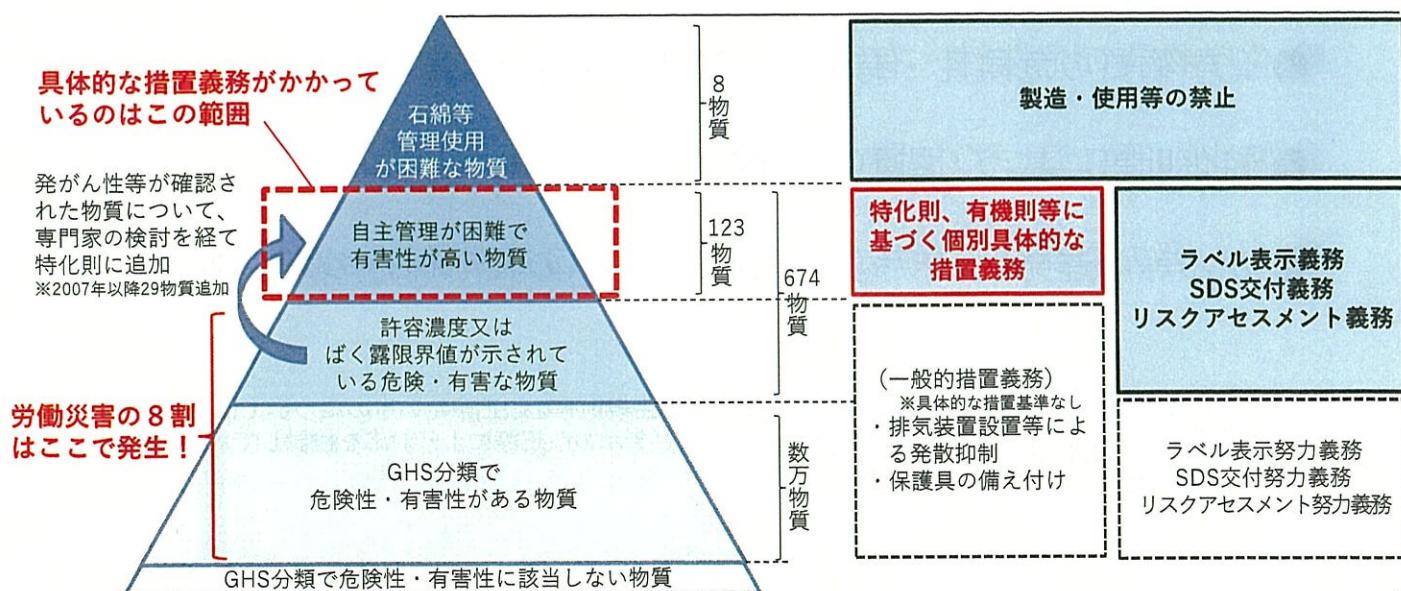
- 企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

(4) 諸外国における化学物質管理

- 欧州及び米国は、GHS分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象。
- 欧州は、個別規制はしていないが、リスクアセスメントが義務。また細かい流通規制がある。米国は、インダストリアル・ハイジニストの判断を重視。

現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）



職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトートルイジンによる膀胱がん事案、M O C Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者

《本検討会》

明石 祐二	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高橋 義和	UAゼンセン労働条件部局長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC連合副事務局長

《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩	三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証本部化学品管理部長
梅田 真一	(一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部長
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍	DIC(株)レシポンシブルケア部化学物質情報管理グループ ループマネージャー

3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

3

検討会における検討結果の内容

- 化学物質規制体系の見直し
(自律的な管理を基軸とする規制への移行)
- 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 特化則等に基づく措置の柔軟化
- がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

※ 以下、2月下旬に労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則等を改正予定のものについては、それぞれ
政令、省令を、今後、労働安全衛生規則及び告示の改正等により対応を検討しているものについて
は、それぞれ 省令、告示を表示。

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、

危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換

<新たな仕組み（自律的な管理）のポイント>

■ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ

- 危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- リスクアセスメントの実施（製造・使用時）
- 労働者が吸入する濃度を国が定める管理基準以下に管理

※ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択

- ①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、
④有効な呼吸用保護具の使用

※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務

- 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための保護眼鏡、保護手袋等の使用

■ 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の禁止・許可制を導入

■ 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

5

見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

- 措置義務対象の大幅拡大。国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認



※1 対象物質の追加に係る改正

※2 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」における「ばく露限界値（仮称）」を指す。

※3 ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択

①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、④有効な呼吸用保護具の使用

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

国によるGHS分類とモデルラベル・SDSの作成・公表

- 関係各省が連携して国によるGHS分類を推進し、モデルラベル・モデルSDSを公表

国によるGHS分類

- ・毎年50～100物質程度新規に分類
- ・事業者から情報提供を受ける仕組みも検討
- ・分類結果は定期的に更新

モデルラベル・SDSの作成

- ・国によるGHS分類結果を元に、国がモデルラベル・SDSを作成し、公表
- ・分類結果が更新された際には、モデルラベル・SDSも更新

GHS分類の分類済み危険有害物の管理

- 国によるGHS分類に基づき、**危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加し、自律的な管理を義務付け**

安衛法規制対象に追加

政令

省令

- ・分類済の約1,800物質を令和3～5年にかけて追加
- ・令和6年度以降、新規分類した物質を追加

ばく露濃度基準の設定

告示

- ・令和4年度にリスク評価済等の約150物質に設定
- ・令和5年度以降は許容濃度やTLV-TWAを参考に毎年約200物質を設定

自律的な管理の義務付け

省令

- ・ラベル表示・SDS交付義務
- ・リスクアセスメント義務
- ・労働者が吸入する濃度を国の基準以下にする義務
※基準がない場合はなるべく低くする義務
※吸入濃度低減の手段は事業者が選択
- ・保護眼鏡、保護手袋等の使用義務
※皮膚刺激性、皮膚腐食性、皮膚吸収による健康障害のおそれがないものを除く

GHS未分類物質の管理

- 国によるGHS分類が行われていない物質は、自律的な管理を努力義務（保護手袋、保護眼鏡等の使用は義務）

7

ラベル・SDS義務化予定物質のSDSへの記載方法

安衛法規制対象に追加

政令

省令

- ・分類済の約1,800物質を令和3～5年にかけて追加
- ・令和6年度以降、新規分類した物質を追加

2021

2022

2023

2024

2025

2026

※物質数は概数

- 国によるGHS分類
- モデルラベル・SDS作成

50～100
物質

50～100
物質

50～100
物質

50～100
物質

50～100
物質

50～100
物質

- ラベル表示・SDS
交付義務化
※改正後施行までの期間は
2年程度

234
物質

700
物質

850
物質

150～300
物質

50～100
物質

50～100
物質

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施した
GHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～5
皮膚腐食性／刺激性	区分1	区分2～3
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

急性毒性、生殖細胞変異
原性、発がん性、生殖毒
性のいずれかが区分1

左記以外
のいずれ
かが区分1

区分1とな
る有害性
区分なし

- 令和3年度中に政令改正により義務化予定の物質は、**令和6年4月1日**施行予定。

- 施行日までに、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする**全ての事業者**にSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて確実に伝達されるよう、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

労使等による化学物質管理状況のモニタリング

省令

- 自律管理の実施状況について衛生委員会等により労使で共有、調査審議するとともに、一定期間保存を義務付け
- 労災を発生させた事業場で労働基準監督署長が必要と認めた場合は、外部専門家による確認・指導を義務付け

自律的な管理の実施状況

- リスクアセスメントの手法及び実施結果
- リスクアセスメントに基づく措置の実施状況（化学物質の発散抑制のための方法、設備、整備・点検状況、稼働状況や、保護具の選択・使用・管理状況含む）
- 労働者のばく露の状況（作業環境測定又は個人ばく露測定の実施方法、結果等）
- 健康診断の実施状況 ※実施の要否は労使で議論し事業者が決定

労使によるモニタリング

- 衛生委員会で調査審議（50人以上）
- 労働者の意見聴取（50人未満）

記録の作成・保存（3年間）

※リスクアセスメントの結果は、次回リスクアセスメントを実施するまでの間
※健康診断結果は5年間（発がん性物質については30年間）

労災発生

監督署が指示

確認・指導

専門家による指導結果を

監督署に報告

外部専門家

- ・労働衛生コンサルタント（衛生工学）として5年以上実務経験
- ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者
- ・その他同等以上の知識・経験を有する者

11

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場内の化学物質管理体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし
※基礎的講習の受講を推奨

省令

化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

<職務>

- ・ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ・自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・化学物質に係る労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ・化学物質による労働災害が発生した場合の対応

省令

保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

(指示)

(指示)

専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討

省令

<職務>

- ・呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

省令

職長教育の義務対象業種の拡大

政令

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

(指示)

(指示)

省令

省令

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

省令

12
16

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

自律的な管理の基本となる化学物質の危険性・有害性情報の伝達を強化するため、以下の見直しを行う

SDS（安全データシート）の記載項目の追加と見直し・SDSの定期的な更新の義務化

省令

5年以内ごとに情報の更新状況を確認する義務
内容変更がある場合は1年以内にSDSを再交付する義務

この項目に「保護具の種類」の記載を義務化

※「推奨用途」での使用において吸入又は接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とする保護具の種類を記載

<SDS記載義務項目>

- ・名称
- ・成分及びその含有量
- ・物理的及び化学的性質
- ・人体に及ぼす作用
- ・貯蔵又は取扱い上の注意
- ・推奨用途と使用上の制限
- ・流出その他事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- ・通知を行う者の氏名、住所及び電話番号
- ・危険性又は有害性の要約
- ・安定性及び反応性
- ・適用される法令

営業上の秘密に該当するときは、
その旨を記載の上で省略可とする

※特化則等の適用対象物質は省略不可
※ばく露限界値（仮称）が設定されている物質は、成分名は省略不可

含有量は10%刻みでの記載方法を改め、重量%の記載を必須化

記載項目を追加

※譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載

SDSの交付方法の拡大

省令

SDSの交付方法（現行）

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

事前に相手の了承を得なくても以下の方法による交付を可能とする

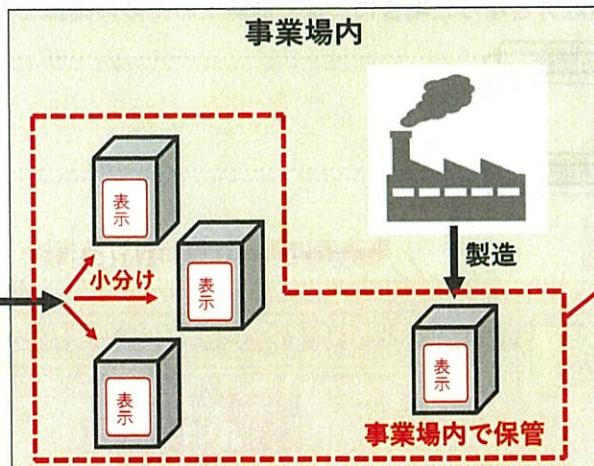
- ・容器に二次元コードを印字しSDSを確認できるようにする方法
- ・商品販売ホームページ等でSDSを閲覧できるようにする方法

13

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

移し替え時等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化

省令



譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示等により内容物や危険性・有害性情報を伝達することを義務化

- ・GHS分類済み危険有害物を他の容器に移し替える時
- ・自ら製造したGHS分類済み危険有害物を容器に入れて保管する時

設備改修等の外部委託時の危険性・有害性に関する情報伝達の義務拡大

政令

■ 化学物質の製造・取扱い設備の改造、修理、清掃等を外注する際に、当該物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書交付を義務とする対象設備を拡大する

- ・化学設備（危険物製造・取扱い設備）
- ・特定化学設備（特定第2類物質・第三類物質製造・取扱い設備）

対象拡大

全てのGHS分類済み物質の
製造・取扱い設備

特化則等に基づく措置の柔軟化

特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し

省令

- 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、一定の要件を満たした場合は、1年以内に1回に緩和できることとする

基準	実施頻度
以下のいずれも満たす場合 ①当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1 (※四アルキル鉛は除く) ②直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない ・その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない ・作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない ・法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1又は基準値以下 ③直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと	次回は <u>1年以内に1回</u> (※前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで緩和可能か判断)
上記以外	次回は6ヶ月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化

- 特定粉じん発散源に対する措置について、作業環境測定の結果が第一管理区分であるなど、良好な作業環境を確保・継続的に維持することを前提に、多様な発散抑制措置が選択できる仕組みとする

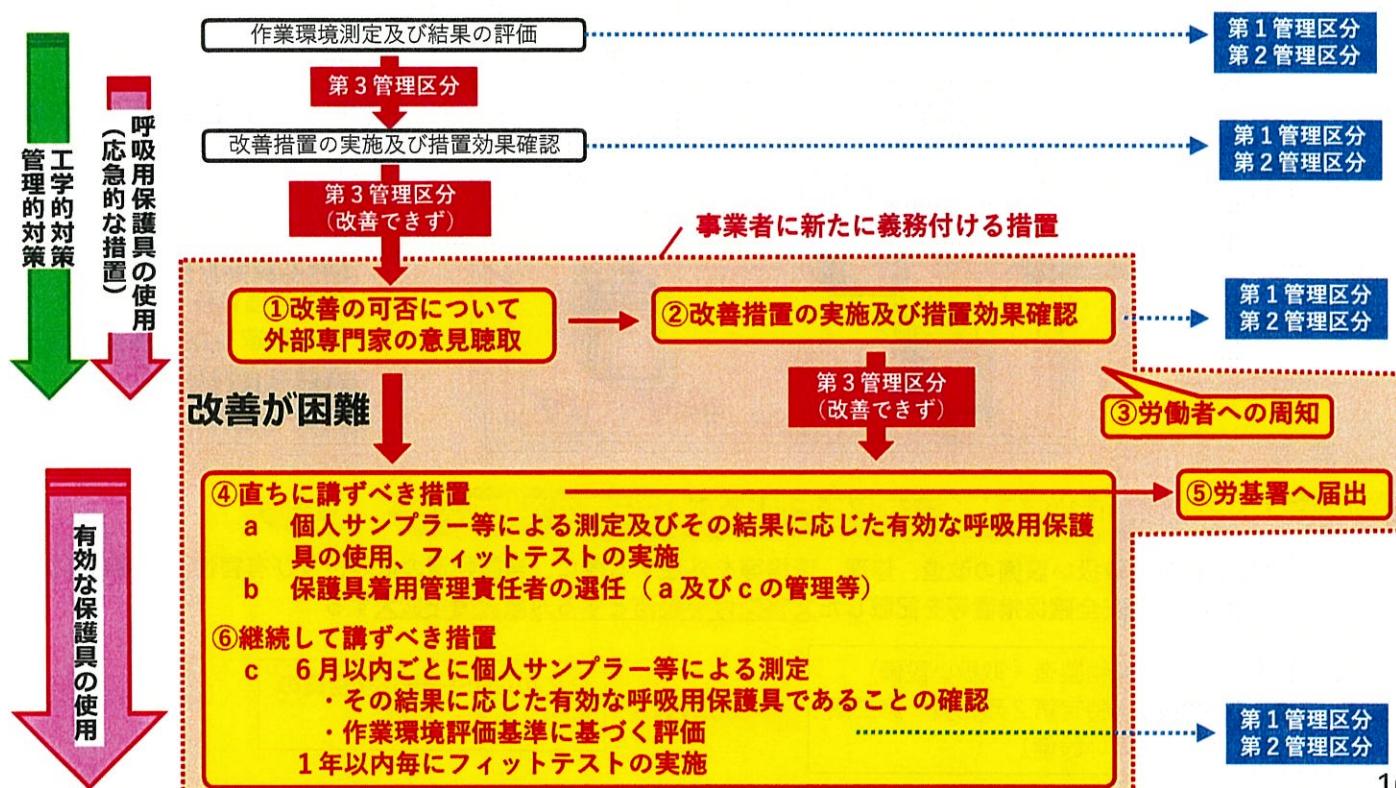
15

特化則等に基づく措置の強化

作業環境測定結果が第3管理区分である事業場に対する措置の強化

省令

- 事業者が改善措置を講じても第3管理区分となった場合に、ばく露防止のための措置を新たに義務付け



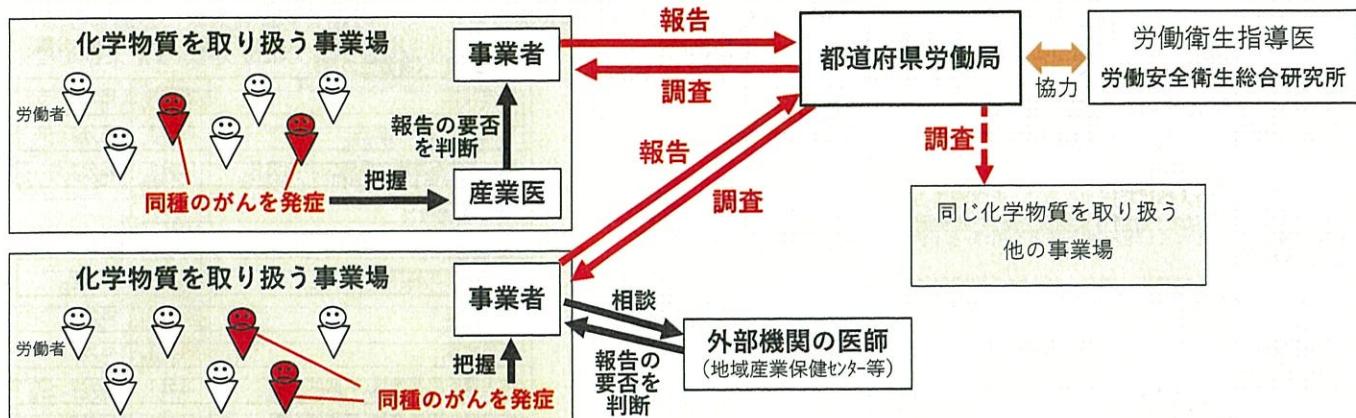
16
18

がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

がん等の遅発性疾病の把握の強化

省令

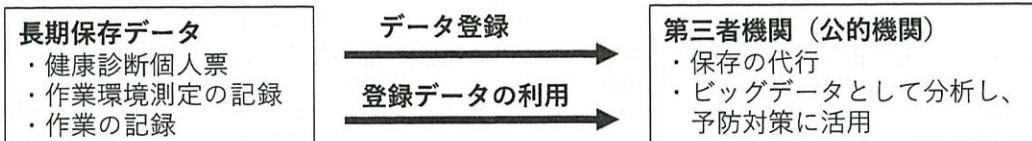
- 化学物質を取り扱う同一事業場において、複数の労働者が同種のがんに罹患し外部機関の医師が必要と認めた場合 又は事業場の産業医が同様の事実を把握し必要と認めた場合は、所轄労働局に報告することを義務づけ



健診結果等の長期保存が必要なデータの保存

- 30年以上の保存が必要なデータについて、第三者機関（公的機関）による保存する仕組みを検討

事業者



17

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等の概要

(1)請負人の労働者の労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 ※政令

- 労働安全衛生法(以下「法」という。)第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

【措置の対象となる設備】

- ・化学設備(危険物製造・取扱設備)
- ・特定化学設備(特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備)

対象拡大

左記に加え、
通知対象物(労働者に危険・健康障害を生じる
おそれのある物質)の製造・取扱設備

(2)職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 ※政令

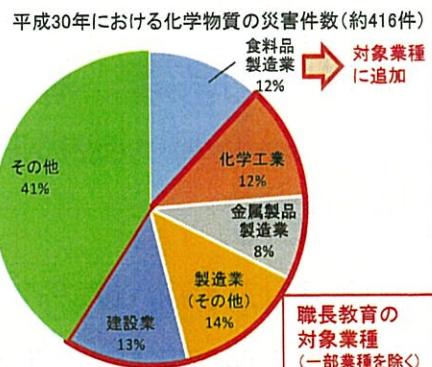
(背景)

- 法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならぬこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

- ・食料品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

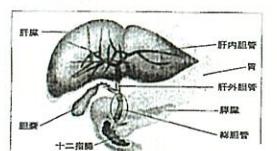
※ うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象である。

- 食料品製造業における災害の割合が高い



- 平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

「新聞業、出版業、製本業及び
印刷物加工業」を対象業種に追加



(3)名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加 ※政令、省令

- 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書(SDS※4)の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならないとされている。【法第57条及び法第57条の2】
- 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査(リスクアセスメント)を実施しなければならないとされている。
【法第57条の3】
- この対象となる化学物質として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加する。
- 今回の改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質(234物質)を令別表第9に追加し、規制対象とする(別添参照)。
- 令別表第9に追加した物質の裾切り値は、則別表第2に定める。※5

※4 SDS(Safety Data Sheet)

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

※5 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切値については、原則として、以下によるものとする。

- (1)国連勧告のGHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。
- (2)複数の有害性区分を有する物質については、(1)により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。
- (3)リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

政府向けGHS分類ガイドラインに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2~5
皮膚腐食性／刺激性	区分1	区分2~3
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1	区分2~3
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

公布及び施行時期等

- 令和4年2月下旬公布予定
- 令和5年4月1日((3)については、令和6年4月1日)施行予定
- ただし、
 - ・ (1)で新たに措置の対象となる設備に係る法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、令改正の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。
 - ・ (3)で今回追加する化学物質について、令改正の施行の日において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

19

ラベル・SDS作成及びリスクアセスメント実施に係る 主な国の支援策

(1)ラベル／SDSの作成支援

⇒ モデルラベル・モデルSDSの公開

(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

(2)リスクアセスメント実施支援

⇒ ① リスクアセスメント実施支援ツールの公開

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>)

② 電話相談窓口の設置、専門家による訪問指導

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>)

(3)労働者教育支援

⇒ 化学物質取扱者のためのラベル教育テキストの公開

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161231_00002.html)

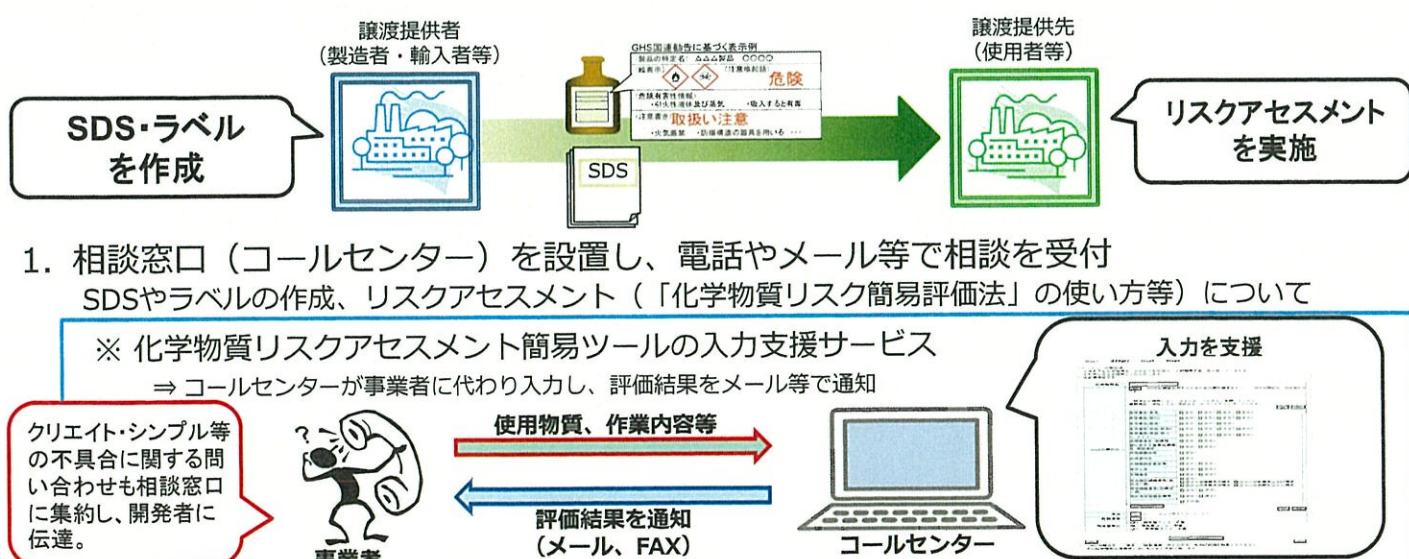
20

(2)① 公開中の主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要(掲載情報)
<p>●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル) ✓ 化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング) <ul style="list-style-type: none"> ・液体等取扱作業(粉じん作業を除く) ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業 ✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック ✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール ✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
<p>(職場のあんぜんサイトからリンク) ● ■ 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施することが可能(一定の専門知識を要する)。
<p>(職場のあんぜんサイトからリンク) ● ECETOC-TRA サイト ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール(ECETOC-TRA)。 EXCELファイル(英語版)をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 (一社)日本化学工業協会が日本語版を提供(会員又は有料利用。)
<p>(職場のあんぜんサイトからリンク) ● EMKG Software 2.2 ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health(BAuA)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独安衛研(BAuA)が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール(英語版) ✓ EMKG-EXPO-TOOL(EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)

21

(2)② リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援



TEL:050-5577-4862 E-mail:soudan@technohill.co.jp

受付時間：毎日10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

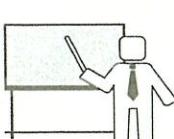
令和3年度は4月1日から翌年3月18日まで。(土日曜日、祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。)

令和4年度は入札公告中(電話番号、E-mail等未定)。新たな化学物質規制に関する問い合わせにも対応予定。

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援

令和4年度は局署の集団指導、個別指導等にも派遣予定。



22
21

職場における化学物質等の管理のあり方 に関する検討会 報告書

～化学物質への理解を高め
自律的な管理を基本とする仕組みへ～

令和3年7月19日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

<目次>

1 検討会の趣旨・開催状況	3
(1) 趣旨	3
(2) 参集者	3
(3) 開催状況	4
2 職場における化学物質管理を巡る現状認識	5
(1) 労働災害の発生状況	5
(2) 有害作業に係る化学物質の管理状況	5
(3) 中小企業における状況	5
(4) 諸外国における化学物質管理	5
3 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討結果	6
(1) 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）	6
ア GHS分類済み危険有害物の管理	6
イ GHS未分類物質の管理	10
ウ 労使等による化学物質管理状況のモニタリング	10
(2) 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立	12
ア 事業場内の化学物質管理体制の整備	12
イ 外部専門家としての化学物質管理の専門人材の確保・育成	13
(3) 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化	13
ア ラベル表示・SDS交付を促進するための取組	14
イ SDS記載内容、交付方法等の見直し	14
ウ 譲渡・提供時以外の場合における危険性・有害性に関する情報の伝達の強化	15
エ 支援措置等	16
(4) 中小企業に対する支援の強化	16
ア 化学物質管理に関するガイドラインの策定	16
イ 専門家による支援体制の整備	16
ウ 化学物質管理を支援するインフラの整備	16
(5) 特化則等に基づく措置の柔軟化	16
ア 特化則等の適用除外の仕組みの導入	16
イ 特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し	17
ウ 作業環境測定結果が第三管理区分である事業場に対する措置の強化	18
エ 粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化	19
(6) がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方	19
ア がん等の遅発性疾病の把握の強化	19
イ 健診結果等の長期保存が必要なデータの保存	20
(7) 事業者及び国が行う有害性調査（試験）	20

1 検討会の趣旨・開催状況

(1) 趣旨

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルト＝トルイジンによる膀胱がん事案、M O C Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州では REACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

(2) 参集者

ア 検討会 ※○：座長

明石 祐二	(一社) 日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社) 日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）
○城内 博	(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報 管理研究センター長
高橋 義和	U A ゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社) 日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC 連合副事務局長

イ ワーキンググループ（検討事項のうち技術的事項について検討）※○：座長

植垣 隆浩	三菱ケミカル（株）プロダクトスチュワードシップ・品質保証本 部化学品管理部長
梅田 真一	(一社) 日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部長
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授

甲田 茂樹 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報
管理研究センター長
名古屋俊士 早稲田大学名誉教授
平林 容子 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典 近畿大学法学部教授
村田麻里子 製品評価技術基盤機構（NITE）化学物質管理センター次長
山岸 新一 JFEスチール（株）安全健康部主任部員（副部長）
山口 忍 DIC（株）レスポンシブルケア部化学物質情報管理グループグル
ープマネージャー

※役職は報告書とりまとめ時の役職

（3）開催状況

ア 検討会

令和元年 9月 2日（火）第1回開催
10月 18日（火）第2回開催
12月 6日（水）第3回開催
12月 26日（水）第4回開催
令和2年 2月 5日（水）第5回開催
5月 27日（水）第6回開催
7月 16日（水）第7回開催
8月 26日（水）第8回開催
9月 30日（水）第9回開催
11月 6日（水）第10回開催
12月 23日（水）第11回開催（中間とりまとめ）
令和3年 3月 1日（月）第12回開催
4月 27日（火）第13回開催
6月 9日（水）第14回開催
7月 14日（水）第15回（最終回）開催

イ ワーキンググループ

令和2年 10月 20日（火）第1回開催
11月 17日（火）第2回開催
12月 23日（水）第3回開催
令和3年 2月 15日（月）第4回開催
4月 26日（月）第5回開催（中間とりまとめ）

2 職場における化学物質管理を巡る現状認識

職場における化学物質管理を巡る現状等について、以下を共通認識とした。

(1) 労働災害の発生状況

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制の対象外物質を原因とするものは約8割を占める。

国のリスク評価により特定化学物質障害予防規則等への追加が決まると、当該物質の使用をやめて、危険性・有害性を十分確認・評価せずに規制対象外の物質を代替品として使用し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生している。

(2) 有害作業に係る化学物質の管理状況

特定化学物質障害予防規則等により作業環境測定の実施が義務付けられている事業場のうち、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向にある。

リスクアセスメントの実施率は平成29年調査時点で約53%にとどまり、実施しない理由は「人材がない」が最多で約55%、次いで「方法が分からない」が約35%である。

(3) 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、必要最低限の措置すら行われていない中小企業も多い。

特に中小企業において、有害作業やラベル、SDSに対する労働者の理解が低い。

(4) 諸外国における化学物質管理

欧州及び米国は、GHS分類で危険性・有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象である。

欧州は、特定化学物質障害予防規則のような個別の物質ごとに具体的に措置を定める規制はしていないが、危険性・有害性のある全ての化学物質についてリスクアセスメントが義務となっている。また細かい流通規制が行われている。

米国は、特定化学物質障害予防規則のような個別の物質ごとに具体的に措置を定める規制やリスクアセスメントの義務付けはしていないが、インダストリアル・ハイジニストの判断が重視されている。

3 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討結果

職場における化学物質等の管理のあり方について検討を行った結果は以下のとおりである。このうち、制度や仕組みを見直すこと及び取組を進めることが適當とされた事項については、厚生労働省において速やかに、必要な法令改正、予算措置等を行うべきである。

(1) 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

職場における化学物質管理を巡る現状認識を踏まえ、有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講すべき措置を国が個別具体的に法令で定めるというこれまでの仕組みを、以下のとおり、国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講すべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み（以下「自律的な管理」という。）に見直すことが適當である。

自律的な管理の導入を促進し、5年程度を目指として中小企業を含め定着させることを目指して、国は、様々な業種、業態、作業において、現場の実態を踏まえた合理的かつ実行可能性のあるリスクアセスメントが行われるよう、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を見直すとともに、化学物質管理を担う人材の育成や各種支援策の充実等を図ることが適當である。

なお、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則、四アルキル鉛中毒予防規則（以下「特化則等」という）は、自律的な管理の中に残すべき規定を除き、5年後に廃止することを想定し、その時点で十分に自律的な管理が定着していないと判断される場合は、特化則等の規制の廃止を見送り、さらにその5年後に改めて評価を行うことが適當である。

また、特定化学物質障害予防規則等への物質追加を念頭において国が行ってきた化学物質のリスク評価は、今後は行わないこととし、現在リスク評価を実施途上の物質に関しては、今後の自律的な管理への円滑な移行に向けて、

- ① ばく露実態調査が終了した物質については、リスク評価を実施し、リスク評価報告書をとりまとめ公表するとともに、当該物質を取り扱う事業者や関係団体等に対し周知や必要な指導を実施する
- ② リスク評価結果に基づき健康障害防止措置の検討途上にある物質や、リスク評価が実施途上でありリスクが低いと判定できない物質等については、後述の「ばく露限界値（仮称）」を設定し、これに基づく自律的な管理を推進する

など、各物質の有害性やリスクの状況に応じて、健康障害防止に向けて事業者による適切な対応が講じられるような移行措置について、リスク評価を実施している「リスク評価検討会」等において検討を進めることが適當である。

ア GHS 分類済み危険有害物の管理

(ア) 国によるGHS分類及びモデルラベル・SDSの作成・公表

化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を推進するため、化学物質管理に関係する省が連携して、統一的に新規のGHS分類及びその定期的な更新を行う

仕組みを構築する。この仕組みにおける国による GHS 分類は、以下のとおり進めることとする。

① 新規の GHS 分類

- ・ 新規に分類すべき対象物質の選定基準を、あらかじめ化学物質管理に関する省が連携して明確化する。なお、労働安全衛生の観点からは、以下を選定基準とする。
 - a 重大な労働災害の要因となった物質
 - b 日本産業衛生学会の許容濃度又は ACGIH（アメリカ合衆国産業衛生専門官会議）の TLV-TWA（時間加重平均ばく露限界値）が設定されている物質
 - c 政府向け GHS 分類ガイダンス（令和 2 年 3 月 GHS 関係省庁等連絡会議）掲載の List 1（国内外における化学物質の有害性・リスク評価書等）に掲載されている化学物質評価文書等信頼性が高いと考えられる情報源に基づき、物理化学的危険性又は健康有害性が高いと専門家が判断する物質
- ・ 当該選定基準に基づき、化学物質管理に関する省が連携して開催する会議等において、毎年度 50～100 物質程度を念頭に、対象物質を選定し、分類を行い、分類結果を公表する。
- ・ 事業者等が、必要に応じて、分類対象物質の危険性・有害性に関する情報を国に提供し、有害性試験結果など明確な根拠がある場合には、国による分類に反映することができる仕組みについて検討する。

② GHS 分類結果の更新

- ・ 化学物質管理に関する省が連携して開催する会議等において GHS 分類を行った物質について、定期的に危険性・有害性に関して新たに得られた情報を収集し、必要に応じて GHS 分類結果を更新し、公表する。
- ・ この更新においても、新規の分類と同様に、事業者等が、必要に応じて、分類対象物質の危険性・有害性に関する情報を国に提供し、有害性試験結果など明確な根拠がある場合には、国による分類に反映することができる仕組みについて検討する。

③ モデルラベル・SDS の作成・公表

- ・ 新規に GHS 分類した物質又は分類を更新した物質について、厚生労働省はモデルラベル・SDS を作成又は更新し、事業者の参照しやすい形で公表する。

(イ) GHS 分類済み危険有害物に対する情報伝達及びリスクアセスメントの義務

国による GHS 分類の結果、危険性又は健康有害性の区分がある全ての物質（「GHS 分類済み危険有害物」という。）をラベル表示・SDS 交付の義務対象とした上で、危険性・有害性に関する情報に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施を義務付ける。

このため、国は全ての GHS 分類済み危険有害物を労働安全衛生法第 57 条の規定に基づくラベル表示及び第 57 条の 2 の規定に基づく SDS 交付の義務対象に追加する政令改正を行う。

ラベル表示及び SDS 交付の義務対象物質の拡大は、以下のとおり進めることとする。なお、①の令和 2 年度までに分類済みの物質の義務化に当たっては、令和

3年度中に、令和5年度までの義務化予定物質について、義務化の時期を含めあらかじめ公表することを検討する。

① 令和2年度までに分類済みの物質（すでに義務化されている物質、環境有害性しかない物質等を除いた約1,800物質）の義務化（令和3～5年度）

- ・令和3年度 発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（約250物質）
- ・令和4年度 上記以外で、区分1相当の有害性を有する物質（約700物質）
- ・令和5年度 その他の物質（約850物質）

② 令和3年度以降に新たに分類する物質（毎年50～100物質程度）の義務化（令和6年度以降）

- ・令和6年度 令和3～5年度に新規に分類した物質（約150～300物質）
- ・令和7年度以降 前年度に新規に分類した物質（約50～100物質）

<参考>国によるGHS分類及びラベル表示等の義務化のスケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
○国による新規GHS分類 ○モデルラベル・SDS作成	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質
○ラベル表示・SDS交付 義務化 <small>※施行（義務適用）までの期間は 2～3年</small>	250 物質	700 物質	850 物質	150～300 物質	50～100 物質	50～100 物質
○ばく露限界値（仮称）の 設定 <small>※施行（義務適用）までの期間は 1年程度</small>		150 物質 <small>リスク評価由来等</small>	200 物質	200 物質 <small>許容濃度等が設定されている物質</small>	200 物質	200 物質

(ウ) 労働者が吸入する有害物質の濃度を管理する義務

GHS分類済み危険有害物について、次のa～dの優先順位を基本としつつ、事業者が危険性・有害性に関する情報などに基づいて自ら選択するばく露防止手段を講じることにより、労働者が吸入する有害物質の濃度を国が示す基準（ばく露限界値（仮称）※）以下とすること又は同基準が示されていない物質についてはなるべく低くすることを義務付ける。

※ ばく露限界値（仮称）は、労働者が1日8時間、週40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で化学物質にばく露する場合に、当該化学物質の平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響が見られないと考えられる濃度を元に設定する。ただし、化学物質の性状や有害性情報に応じて、作業中の如何なる場合にも作業者のばく露濃度が超えてはならないと考えられる濃度等を元に設定することも検討する。

- a 危険性・有害性に関する情報が得られている物質で、危険性・有害性がより低い物質への変更等によるハザードの削減
- b 化学物質の製造・取扱いを行う機械設備の密閉化、局所排気装置の設置等の工学的対策によるリスクの低減
- c 作業手順の改善、立入禁止場所の設定、作業時間の短縮化等によるばく露機

会の削減によるリスクの低減

- d 有効な保護具の適切な選択、使用、管理の徹底（フィットテストの実施を含む。）によるリスクの低減

① ばく露限界値（仮称）の設定方法

ばく露限界値（仮称）の設定は、以下のとおり進めることとし、設定（公示）から施行（適用）までの期間は1年程度とする。

・令和4年度

国が実施している「化学物質リスク評価」においてリスク評価が終了した物質（リスクが低いと判定された物質を除く。）等の約150物質を対象として、ばく露限界値（仮称）を設定する。

・令和5年度以降

GHS分類済み危険有害物のうち、日本産業衛生学会の許容濃度又はACGIHのTLV-TWAが設定されている物質を対象として、毎年度約200物質を目途にばく露限界値（仮称）を設定していく。なお、許容濃度等の数値がより低い物質から優先的に対象とし、必要に応じて、蒸気圧等の物化性状も考慮した上で対象物質を選定する。

また、日本産業衛生学会の許容濃度又はACGIHのTLV-TWAが変更となつた場合は、ばく露限界値（仮称）の見直しを検討する。

② ばく露限界値（仮称）以下に管理する方法

労働者が吸入する有害物質の濃度をばく露限界値（仮称）以下に管理する方法としては、以下のいずれかの方法とするが、できる限り実測による方法が望ましい。なお、国は事業者による実測に資するよう、ばく露限界値（仮称）を設定する物質の測定分析手法を順次検討し、公表することとする。

- ・当該労働者に係る個人ばく露測定の測定値（実測値）とばく露限界値（仮称）を比較する方法
- ・作業環境測定（A・B測定又はC・D測定）の測定値（実測値）とばく露限界値（仮称）を比較する方法
- ・「CREATE-SIMPLE」等の数理モデルによる推定値とばく露限界値（仮称）を比較する方法

③ ばく露限界値（仮称）が示されていない物質の管理

ばく露限界値（仮称）を設定するための有害性情報が十分でない化学物質について、物質毎ではなく、物質の性状（粉状、ガス等）毎に、「暫定ばく露限界値（仮称）」を設定し、「労働者が吸入する化学物質の濃度」を当該濃度以下に保つことを努力義務とすることについて検討を行ったが、科学的根拠に基づかない値を設定し、その遵守を努力義務とすることに関しては、推進する意見がある一方で、慎重な意見もあったことから、粉状物質に係る濃度基準※などの現在の取組について改めて周知徹底を図るとともに、今後のばく露限界値（仮称）の設定に係る検討等も踏まえ、改めて対応を検討する。

※ 「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について（平成29年10月24日付基安発1024第1号 安全衛生部長通知）」において

て定められている粉状物質の取扱い作業における作業環境の改善目標としての濃度基準

(エ) 直接接触の防止義務（皮膚刺激・皮膚吸収による有害性等のある物質）

GHS 分類済み危険有害物のうち、皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に関する情報が得られている物質を、密閉系ではない方法で取り扱う場合は、できるだけ直接接触しない作業手順を採用するとともに、労働安全衛生規則第 594 条の規定に基づき、皮膚障害等防止用の保護具の使用を義務付ける（現行の労働安全衛生規則第 594 条の保護具の備え付け義務を使用義務に見直す。）。

※ 保護具の選定に当たり必要な情報は、国が中心となって、化学物質のメーカー、保護具のメーカー、研究機関等の協力を得て調査研究、収集し、公表・共有する。

なお、経皮ばく露に関するリスクアセスメントの手法については、農薬など他分野における皮膚へのばく露の評価方法等も参考としつつ、物質ごとの経皮吸収に係る特性等の知見も活用して、引き続き検討することが適当である。また、皮膚吸収勧告があり、かつ、生物学的許容値が提案されている物質に関しては、吸入や経皮によるばく露状況等も勘案した生物学的モニタリング手法について検討することが適当である。

(オ) 労災多発の場合等の製造・使用制限等

GHS 分類済み危険有害物のうち、特定の物質や特定の作業で労働災害が多発するなど自律的な管理使用が困難と認められるときは、以下の対応を国において検討し、必要な措置を講じる。

- ① 当該物質の製造・使用等を禁止する。
- ② 当該物質の製造・使用等を許可制とする（個別に製造、使用方法を審査して、審査基準をクリアしたものだけ製造・使用等を可能とする。）。
- ③ 当該作業のみ禁止又は許可制とするか、ばく露防止のための手段を指定する。

イ GHS 未分類物質の管理

危険性・有害性に関する情報が少ないため、国による GHS 分類が行われていない物質（以下「GHS 未分類物質」という。）については、ア（イ）及び（ウ）のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づいてばく露の濃度をなるべく低くする措置を努力義務とするとともに、皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性がないことが確認されている場合を除き、当該物質を密閉系ではない方法で取り扱う場合は、ア（エ）の皮膚障害等防止用の保護具の使用を義務付ける。

ウ 労使等による化学物質管理状況のモニタリング

（ア）自律的な管理の状況に関する労使等によるモニタリング

企業において適切に自律的な管理が実施されることを担保するため、以下を義務付ける。

- ① 衛生委員会において、自律的な管理の実施状況（リスクアセスメントの実施結果、労働者のはく露の状況、保護具の選択、使用を含む措置の実施状況等を想定。以下同じ。）を労使で共有し、調査審議を行うこと。
- ② 労働者数 50 人未満の事業場においては、化学物質の製造・取扱い作業に従事する全ての労働者に対して、自律的な管理の実施状況を共有するとともに、自律的な管理についてこれらの労働者から意見を聞く機会を設けること。
- ③ 自律的な管理の実施状況（下記④の専門家に確認を受けるべき事項と同様の事項。労働者数 50 人未満の事業場においては労働者からの意見の聴取状況を含む。）について、行政及び労使において事後に検証することができるよう、1 年を超えない期間ごとに記録し、当該期間終了後 3 年間保存すること。ただし、リスクアセスメントの実施結果の記録については、次にリスクアセスメントを実施するまでの間、健康診断を実施した場合の結果の記録については 5 年間（GHS 分類で発がん性区分がある物質の場合は 30 年間）保存すること。
- ④ 化学物質による労働災害（休業 4 日未満も含む。）を発生させた事業場などであって、自律管理が適切に行われていない可能性があるとして労働基準監督署長が外部専門家による確認・指導が必要と認めた事業場は、自律的な管理の実施状況に関する以下の事項について、以下の外部専門家の確認・指導を受け、その結果を労働基準監督署長に報告すること。

<専門家に確認を受けるべき事項>

- ・リスクアセスメントの手法、内容、結果に基づく措置の検討状況、記録の状況
- ・作業環境測定又は個人ばく露測定の実施方法、結果、記録の状況
- ・作業環境の管理状況
- ・リスクアセスメントの結果や作業環境の状況を踏まえた化学物質に係る作業ごとの保護具の選択、使用、管理の状況
- ・化学物質の発散抑制のための方法、設備、整備・点検状況、稼働状況
- ・事業場内の化学物質の管理、容器への表示、作業者への周知・教育の実施状況

<確認を行う専門家の要件>

以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- ・労働衛生コンサルタント（衛生工学）として 5 年以上その業務に従事した経験を有する者
- ・衛生工学衛生管理者として 8 年以上その業務に従事した経験を有する者
- ・オキュペイショナル・ハイジニスト（IOHA（International Occupational Hygiene Association 国際オキュペイショナルハイジーン協会）が認証している育成プログラムによる資格取得者を想定。以下同じ。）資格を有する者
- ・その他同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(イ) 健康影響に関するモニタリング

既に健康診断の実施が義務付けられている特定化学物質、有機溶剤等を除き、化学物質による健康影響の確認等は以下の仕組みとする。

- ① 健康診断の実施の要否はリスクアセスメントの結果に基づいて労使で議論し（産業医等がいる場合はその意見を参考とする）、事業者が決定することとし、健康診断を実施する場合は、健診項目は健診を実施する医師又は産業医の判断に委ねる。
- ② 労働者がばく露限界値（仮称）を超えてばく露した可能性がある等必要な場合は、臨時の健康診断を実施しなければならないこととする（健診項目は健診を実施する医師又は産業医が判断）。
- ③ 化学物質を製造し又は取り扱う作業に従事する労働者については、年に1回実施する一般定期健康診断の問診を行う医師は、化学物質の取扱い状況等を労働者から聴取した上で、健康への影響の有無について特に留意して確認する。

（2）化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

化学物質の自律的管理を実施するための体制として、事業場内の体制整備を図るとともに、外部の専門家の位置づけの明確化及びその確保・育成を図るために、以下の取組を進めることが適当である。

ア 事業場内の化学物質管理体制の整備

（ア）化学物質管理者の選任義務化

GHS 分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる事業場においては、業種、規模にかかわらず、化学物質管理者を選任（GHS 分類済み危険有害物を製造する事業場においては、化学物質管理に関する専門的な講習を修了した者その他化学物質管理に関し必要な知識・経験を有する者から選任）し、以下の業務を担当させることを義務付ける。

- ・ラベル・SDS の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ・自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・化学物質に係る労働者への周知、教育
- ・化学物質を譲渡・提供する場合はラベル・SDS の作成
- ・化学物質による労働災害が発生した場合の対応

国は、化学物質管理者に必要な知識・技能を付与するための教育体制を整備するとともに、化学物質管理者が継続的に必要な知識・技能を得ることができるよう、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育の対象に追加する。

（イ）保護具着用管理責任者の選任義務化

上記（ア）の事業場のうち、労働者のばく露防止措置の方法として、保護具の使用を選択する場合は、呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等を行う責任者として、保護具着用管理責任者の選任を義務付ける。

（ウ）職長・労働者等に対する教育の強化

① 職長教育の対象拡大

現在の特化則等における作業主任者に相当する者として、自律的な管理において労働者を指揮する立場となる職長については、労働安全衛生法第 60 条に

基づく職長教育において、化学物質のリスクアセスメントについても教育の対象となっているが、同教育の対象業種が一部の業種に限定されていることから、化学物質による労働災害の発生状況を踏まえ、対象業種を拡大する。

② 雇入れ時・作業内容変更時教育の対象拡大及び内容の充実

自律的な管理において、化学物質へのばく露防止を確実なものとするためには、作業に従事する労働者自身も、自らが取り扱う化学物質の危険性・有害性（ハザード）を正しく理解し、作業において生じうるリスクを正しく認識した上で、正しい作業方法を遵守し、保護具を適切に使用することが重要であることから、労働者に対して雇入れ時及び作業内容変更時に実施が義務付けられている労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育について、危険性・有害性のある化学物質を取り扱う全ての労働者が対象となるよう、一部の業種に限定されている危険有害作業に係る教育について、業種の限定を外すとともに、教育内容に以下の事項を追加する。

- ・ラベルの内容（ラベルの記載事項や絵表示の意味、発がん性など高い有害性がある場合はそれが健康に及ぼす可能性のある影響、ラベルがないなど危険性・有害性が不明な場合はその意味（最大限のばく露回避措置が必要であること）を含む。）
- ・作業上の注意点
- ・保護具を使用させる場合は、その意義及び使用方法（フィットテストの意味を含む。）

③ リスクアセスメントへの労働者参画の促進

労働安全衛生法第57条の3に基づく化学物質のリスクアセスメントには、作業に従事する労働者を参画させなければならないこととする。

④ 早期のラベル教育の実施

学校教育など、早い段階からのラベル教育の導入について検討を進める。

イ 外部専門家としての化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場における自律的な化学物質管理を支える人材の育成を進めることは喫緊の課題であり、上記（1）ウ（ア）④の事業場の自律管理の実施状況の確認や、下記（5）ウ（ア）②及び（イ）①の第三管理区分の事業場の改善についての意見を求められる専門家に加え、事業者からの依頼に応じて化学物質管理に関する様々な相談、助言、指導を行う専門家としても、国は関係する業界団体や関係機関と協力し、オキュペイショナル・ハイジニストをはじめとする化学物質管理について高度な知識と豊富な経験を有する専門家の育成を促進する。

また、化学物質管理を担う人材の育成を促進する観点から、化学物質に係る専門家の国家資格化についても検討する。

（3）化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

今後の化学物質管理の基本となる化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達を強化するため、以下の取組を進めることが適当である。

ア ラベル表示・SDS 交付を促進するための取組

(ア) ラベル表示等の義務から除外される一般消費者向け製品の範囲の明確化

ラベル表示及び SDS 交付義務の対象から除外される「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」は、以下の①～⑤に掲げるものに加えて、家庭用品品質表示法に基づく表示がなされているものであることを明確化し、これら以外の製品は、明らかに一般家庭で用いられることを想定しているものを除き、流通形態によらず（一般店舗販売やインターネット販売を含め）、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務対象とするよう通達を見直す。

- ① 医薬品医療機器法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にはならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ④ 表示・通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
- ⑤ 一般消費者のもとに提供される段階の食品

(イ) 行政、労使等の協力によるラベル表示等の社会への浸透

ラベル表示・SDS 交付義務対象以外の化学物質であっても、事業者による GHS 分類において危険性・有害性区分がある物質については、ラベル表示・SDS 交付が努力義務であることの周知をさらに徹底し、化学物質の流通においてはラベル表示・SDS 交付が伴うことが基本であるという考え方を、行政、業界、労働組合が協力して広める。

(ウ) 違反事業者に対する対策の強化

メーカー、輸入業者、商社、中間卸業者を含め、化学物質の流通時のラベル表示・SDS 交付について周知啓発を強化し、法令違反を是正しない場合は、当該製品を使用する事業者や労働者に注意喚起をする観点から、対象製品名等を公表するなど、対策を強化する。

イ SDS 記載内容、交付方法等の見直し

(ア) SDS の記載項目の追加と見直し

労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づき SDS に記載すべき項目として、「推奨用途と使用上の制限」を追加する。なお、この項目には、当該化学物質を譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載すれば足り、譲渡又は提供相手の使用方法等を網羅的に把握することを求めるものではない。

また、「貯蔵又は取扱い上の注意」として、SDS に記載することが必須となっている「保護具の使用」に関する情報について、当該物質を「推奨用途」での使用において吸入又は接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を記載しなければならないこととする。

現在 10%刻みでの記載を容認している含有量の記載方法も見直し、重量パーセントそのものを記載しなければならないこととする。

SDS に記載すべき項目のうち、成分（化学物質の名称）及びその含有量につい

て、当該情報が営業上の秘密に当たる場合は、その旨を SDS に明記した上で、当該成分及びその含有量に係る記載を省略することができるよう見直す。ただし、特化則等の適用対象物質については省略を認めず、ばく露限界値（仮称）が設定されている物質については、成分名の省略は認めないこととする。なお、いずれの場合においても、危険性・有害性に関する情報をはじめとする残余の情報は省略できないことに留意する必要がある。

(イ) SDS の記載内容の定期的な更新の義務化

SDS の交付義務対象物質を譲渡・提供する者は、自らが交付する SDS の記載内容について、危険性・有害性に関する情報の更新状況を 5 年以内ごとに確認しなければならないこととし、更新されている場合は SDS の記載内容を改正し、1 年以内にラベルを変更するとともに SDS を再交付しなければならないこととする。

(ウ) SDS 交付方法の拡大

SDS 交付（再交付を含む）の手段として、交付相手が容易に確認可能な方法であれば、事前に交付相手の了解を得なくても、インターネットを通じて伝達する方法（例えば、容器に二次元コードを印字し、それを読み取ることで SDS の内容が確認できる方法や商品を販売するホームページ等で SDS の内容を閲覧できるようにする方法も含む）も可能とする。

ウ 謙渡・提供時以外の場合における危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

(ア) 移し替え時等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化

購入した GHS 分類済み危険有害物を事業場内で他の容器に移し替える時又は自ら製造した GHS 分類済み危険有害物を容器に入れて保管するときは、当該容器による譲渡又は提供を意図しない場合であっても、ラベル表示その他の方法により、当該容器を取り扱う労働者に内容物の種類及びその危険性・有害性に関する情報が伝わるようにしなければならないこととする。

(イ) 設備改修等の外部委託時の危険性・有害性に関する情報伝達の義務拡大

GHS 分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う設備に係る作業（設備の改修、清掃等）を外部に委託する場合に、請負人に対し、その設備で取り扱っていた化学物質の危険性・有害性に関する情報や作業について注意すべき事項などを記載した文書を交付しなければならないこととする（労働安全衛生法第 31 条の 2 及び同法施行令第 9 条の 3 の規定により、特定の設備（一定の危険物を製造・取り扱う化学設備及び大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質（特定第 2 類物質及び第 3 類物質）を製造・取り扱う特定化学設備）に限って義務付けられている文書交付義務（当該物質の危険性・有害性に関する情報や作業について注意すべき事項などを記載した文書を請負人に対して交付する義務）の対象を、全ての GHS 分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う設備に拡大する。）。

化学廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合などに、当該廃棄物に含まれる化学物質の危険性・有害性に関する情報が適切に伝達されるよう、廃棄物デ

ータシート（WDS）の仕組みと連携を図る。

エ 支援措置等

（ア）危険性・有害性に関する情報の利活用のためのプラットフォームの整備

危険性・有害性に関する最新情報について、クラウド等でデジタル情報として共有・活用できるようなプラットフォームづくりを関係省庁・機関で連携して進める。

（イ）業界団体・企業における取組の支援

現在、日本化学工業協会で行われているサプライチェーンを通じたリスク情報の共有を促進する観点から、先進的な取組を行う企業・団体の表彰等の制度等により支援する仕組みを検討する。

（4）中小企業に対する支援の強化

化学物質に関する知識や人材が十分でない中小企業が、適切に化学物質管理を行うことができるよう、以下の取組を進めることが適当である。

ア 化学物質管理に関するガイドラインの策定

特に管理が困難と考えられる物質や、危険性・有害性（ハザード）が高い物質については、中小企業等における管理の参考となるよう、標準的な管理方法等をまとめたガイドラインを主な業種・作業ごとに、国が研究機関や業界団体と協力して示す。

イ 専門家による支援体制の整備

国は、日本化学工業協会等の業界団体の協力も得て、化学工業等の民間企業のOB等を活用し、地域ごとに、化学物質管理に関する高い専門性や豊富な経験を有する人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討する。

ウ 化学物質管理を支援するインフラの整備

国は、スマートフォンやタブレット等を活用して、専門知識がなくても化学物質管理が容易に実施可能な、簡易な管理支援システムを開発するとともに、化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備について検討する。

混合物について、中小企業等でも混合物のSDS作成が簡易に行えるようなツールを開発する等、国等が混合物のSDS作成支援を行う。

（5）特化則等に基づく措置の柔軟化

ア 特化則等の適用除外の仕組みの導入

以下の要件を満たす事業者については、個別に都道府県労働局長等が認定した上で、特定化学物質障害予防規則等の適用を除外し、上記3（1）ア（イ）～（エ）に基づく自律的な管理を認めることとし、具体的な要件は別途国が定めることが適当である。

① 一定の期間の実務経験を有するオキュペイショナル・ハイジニスト、衛生工学

衛生管理者その他の化学物質管理に関する高い専門性を有する人材が、作業場の規模や取り扱う化学物質の種類、量に応じた体制で関与することとされていること。

- ② 3年以上の期間、当該物質に係る作業環境の測定結果に基づく評価が第一管理区分を維持していること。
- ③ 3年以上の期間、当該物質による労働災害を発生させていないこと。
- ④ 3年以上の期間、当該物質に起因する有所見者を発生させていないこと。
- ⑤ 3年以上の期間、当該物質に係る特化則等の規定に違反していないこと。

イ 特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し

特化則等に基づき6月以内ごとに1回の実施が義務付けられている健康診断について、海外の動向調査によれば、有害物へのばく露の可能性がある労働者への健診は「1年～2年以内ごとに1回」が主流であり、「6カ月以内ごとに1回」のものは一部のものだけであったこと、近年の職場環境の改善や、業種・作業によっては取扱量が極めて少ない場合があるなど、ばく露が著しく低い労働者に対して、必要以上に健康診断が実施されている可能性があることなどから、健康診断の実施頻度は、当該物質の危険性・有害性等や労働者のばく露の状況に応じて適切な頻度で実施する仕組みに見直すことが適当である。

(ア) 特別管理物質以外の物質に係る健康診断

特化則等に基づく健康診断（特別管理物質以外の物質に係るものに限る。）について、以下の①～③の全ての要件を満たす場合（ただし、作業環境測定が義務付けられていない四アルキル鉛については②及び③の要件を満たす場合）は、現在の6月以内ごとに1回の実施頻度を、1年以内ごとに1回とすることを可能とすることが適当である。

- ① 当該労働者が作業を行う単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分であること
- ② 直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない^{※1～3}こと
 - ※1 その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない
 - ※2 作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む。）でばく露状況に問題がない
 - ※3 法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1または基準値以下
- ③ 直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと

上記要件を満たすかどうかの判断は、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。また、同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

(イ) 特別管理物質に係る健康診断

特別管理物質については、現在作業に従事している労働者に対する健康診断に加えて、過去に作業に従事したことのある労働者に対する健康診断（配置転換後の健康診断）も義務付けられているが、配置転換後の健康診断の頻度の見直しに関して、ヒトに対して重大な遅発性の健康影響（主としてヒトに対する発がん性）が起こると想定されるリスクが大きく、かつ、早期発見に有効な健診項目が存在するかどうかについて、当該物質のヒトに対する発がん性の根拠、量反応関係などに関する国際的合意の状況等に基づき、個別の物質ごとに検討する必要があることから、現時点では結論を得ず、引き続き調査、検討を行うことが適当である。

ウ 作業環境測定結果が第三管理区分である事業場に対する措置の強化

特化則等に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に評価された場合は、第一又は第二管理区分に改善するため施設又は設備の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講じ、その効果を確認するため、改めて作業環境の測定及び評価を行う必要があるが、それでもなお第三管理区分と評価された事業場については、確実に改善を図らせるとともに、労働者のばく露防止措置を徹底するため、以下の措置を義務付けることが適当である。

(ア) 作業環境改善の取組の促進

- ① 第三管理区分に評価された時点から、下記（イ）①の措置が行われるまでの間の応急的な措置として使用する呼吸用保護具についても、より具体的な選定方法を明確化することが適当である。
- ② 当該事業場について、第一又は第二管理区分に改善する可能性及び施設又は設備の改善その他作業環境を改善するために必要な措置について、外部の専門家※の意見を聞くこと。
※外部の専門家として以下を想定
 - ・作業環境測定士として6年以上その業務に従事した経験を有する者
 - ・衛生工学衛生管理者として6年以上その業務に従事した経験を有する者
 - ・労働衛生コンサルタント（衛生工学）として3年以上その業務に従事した経験を有する者
 - ・オキュペイショナル・ハイジニスト資格を有する者
 - ・その他同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ③ 環境改善の可能性があると判断された場合は、専門家の意見に基づき、施設又は設備の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講じ、その効果を確認するため、改めて作業環境の測定及び評価を行うこと。
- ④ 呼吸用保護具の概要、改善措置、評価の結果等について、労働者へ周知及び記録し3年間保存すること。

(イ) 作業環境改善が困難な場合の措置の強化

- ① 上記（ア）③の評価の結果、依然として第三管理区分である場合又は上記（ア）②の専門家の意見により作業環境の改善は困難と判断された場合は、以下に基づいて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

- a 個人サンプラー等による測定を行い、その結果に基づき、労働者のはばく露濃度をばく露限界値（仮称）以下にするための有効な呼吸用保護具を選択・使用させること。また、当該呼吸用保護具について、フィットテストを行うこと。
 - ※ 測定手法は、個人サンプリング法による作業環境測定とすることを想定
 - ※ 呼吸用保護具の選択方法は、インジウム化合物等に係る措置を参考とするなどを想定
 - ※ 第三管理区分の評価に係る作業環境測定を個人サンプラー等により実施している場合は、その結果に基づいて有効な呼吸用保護具を選択することとして差し支えない
 - b 労働衛生保護具に関する知識・経験を有する者の中から保護具着用管理責任者を選任し、a 及び c（呼吸用保護具に関する事項に限る。）を管理させるとともに、作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）についての指導、呼吸用保護具の保守管理を行わせること。
 - c 6月以内ごとに個人サンプラー等による測定を行い、その結果に基づき、有効な呼吸用保護具であることを確認するとともに、結果を評価すること。また、1年以内ごとに1回、フィットテストを行うこと。
- ② 個人サンプラー等による測定の結果及び保護具の概要、フィットテストの結果、評価の結果等について記録し、3年間保存すること。
- ③ 上記①となった場合は、必要な事項を所轄労働基準監督署に届出させること。
- ④ 国は、上記③の届出を基に、共通的な課題がある場合には、必要な措置の見直し等を検討する。

エ 粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化

対象作業場の作業環境測定の結果が第一管理区分であって、一定の要件を満たせば、法令で定める局所排気装置等以外の多様な発散抑制措置が認められる特定化学物質障害予防規則などの「発散防止抑制措置特例実施許可制度」を参考に、粉じん障害防止規則における特定粉じん発散源に対する措置についても、良好な作業環境を継続的に維持できる事業場については、同様に多様な発散抑制措置が選択できる仕組みとすることが適当である。

（6）がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

ア がん等の遅発性疾病の把握の強化

がん等の遅発性疾病の把握を強化するため、以下の取組を進めることが適当である。

（ア）関係者に対する教育・周知啓発の強化

発がん性物質を取り扱う労働者に対して、雇入れ時・作業内容変更時教育におけるラベル教育の一環として、発がん性物質が健康に及ぼす影響についても、教育内容に含める。

また、事業者及び産業医に対しても、発がん性物質の取扱いによる発がんリスク

クについての教育、周知啓発を推進する。

(イ) がんの集団発生時の報告の仕組み

化学物質を取り扱う同一事業場において、複数の労働者が同種のがんに罹患し外部機関の医師が必要と認めた場合又は事業場の産業医が同様の事実を把握し必要と認めた場合は、業務との関連性を解明する必要があるため、所轄労働局に報告することを義務付け、労働局は、労働衛生指導医、労働安全衛生総合研究所等の専門家の協力も得て、当該事業場その他同様の業務を行っている事業場に対し、必要な調査等を行う。

イ 健診結果等の長期保存が必要なデータの保存

(ア) 自律的な管理における健康影響関連データの保存

自律的な化学物質管理の仕組みにおいても、健康影響に関するデータを確実に保存することが重要であることから、発がん性物質について、健康診断を行った場合の結果、労働者のばく露状況に関するデータ、作業歴について、事業者に対して30年間の保存を義務付けることが適当である。

(イ) 第三者機関による保存の仕組みの検討

特化則等で事業者に30年間の保存を義務付けている健康診断個人票、作業環境測定の記録、作業の記録及び上記(ア)の自律的な管理において30年間の保存を求めるデータについて、転職や倒産等による散逸、アクセス困難性を回避し、確実にその保存を担保するとともに、労働者及び事業者の利便性の確保の観点からも、第三者機関(公的機関)が保存を行う仕組みを検討することが適当である。なお、この際、当該機関は、これらの情報をビッグデータとして分析し、がんの発生リスク等を含めた予防対策に生かすことを検討していくべきである。

(7) 事業者及び国が行う有害性調査(試験)

次に掲げる調査、試験について、自律的な管理の仕組みにおける役割や必要性を整理し、必要に応じて、見直しを行うことが適当である。その際、他省庁等の化学物質規制との整合について留意し、化学物質管理に関する省とも連携を取りつつ検討を進めることが適当である。

- ① 労働安全衛生法第57条の4に基づき、事業者に新規化学物質の届出に際し試験結果の提出を求めている有害性調査
- ② リスク評価の対象物質の選定に資する発がん性スクリーニングの一環として国が実施している長期発がん性試験や中期発がん性試験、形質転換試験、変異原性試験等の有害性試験

労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について

1. 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。
2. 謹度提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

＜リスクアセスメントとは＞

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

＜対象となる事業場は＞

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

＜リスクアセスメントの実施義務の対象物質＞

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である**640物質**です。

640物質は以下のサイトで公開しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

職場のあんぜんサイト SDS

検索



対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

あなたの職場でも化学物質を使っていませんか？
リスクアセスメントのやり方を見ていきましょう



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. リスクアセスメントの実施時期

(安衛則第34条の2の7第1項)

施行日(平成28年6月1日)以降、該当する場合に実施します。

＜法律上の実施義務＞

1. 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
3. 前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあつたりするとき

※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

＜指針による努力義務＞

1. 労働災害発生時

※過去のリスクアセスメント（RA）に問題があるとき

2. 過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき

3. 過去にRAを実施したことがないとき

※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

2. リスクアセスメントの実施体制

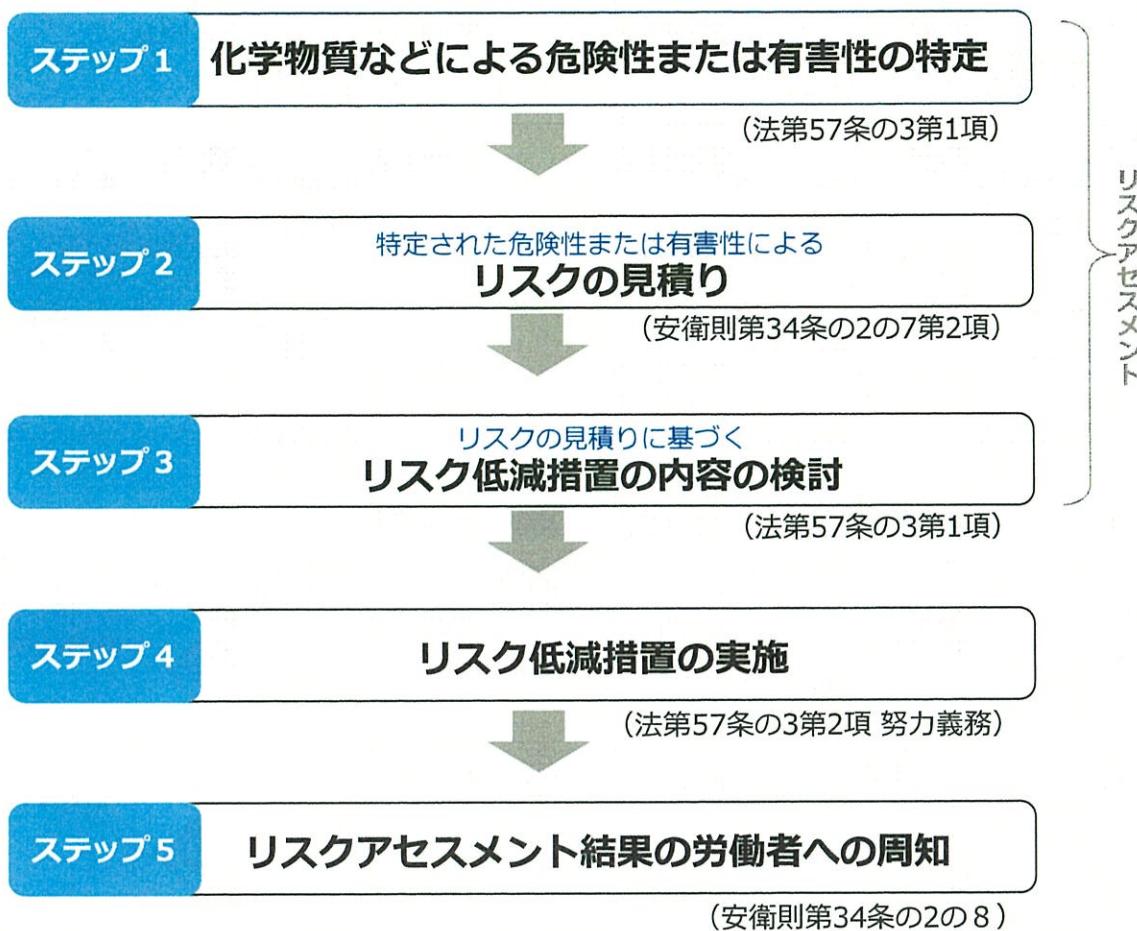
リスクアセスメントとリスク低減措置を実施するための体制を整えます。安全衛生委員会などの活用などを通じ、労働者を参画させます。

担当者		実施内容
総括安全衛生管理者など	事業の実施を統括管理する人 (事業場のトップ)	リスクアセスメントなどの実施を統括管理
安全管理者または衛生管理者 作業主任者、職長、班長など	労働者を指導監督する地位にある人	リスクアセスメントなどの実施を管理
化学物質管理者	化学物質などの適切な管理について必要な能力がある人の中から指名	リスクアセスメントなどの技術的業務を実施
専門的知識のある人	必要に応じ、化学物質の危険性と有害性や、化学物質のための機械設備などについての専門的知識のある人	対象となる化学物質、機械設備のリスクアセスメントなどへの参画
外部の専門家	労働衛生コンサルタント、労働安全コンサルタント、作業環境測定士、インダストリアル・ハイジニストなど	より詳細なリスクアセスメント手法の導入など、技術的な助言を得るために活用が望ましい

※事業者は、上記のリスクアセスメントの実施に携わる人（外部の専門家を除く）に対し、必要な教育を実施するようにします。

3. リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。



「ラベルでアクション」運動実施中！職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう

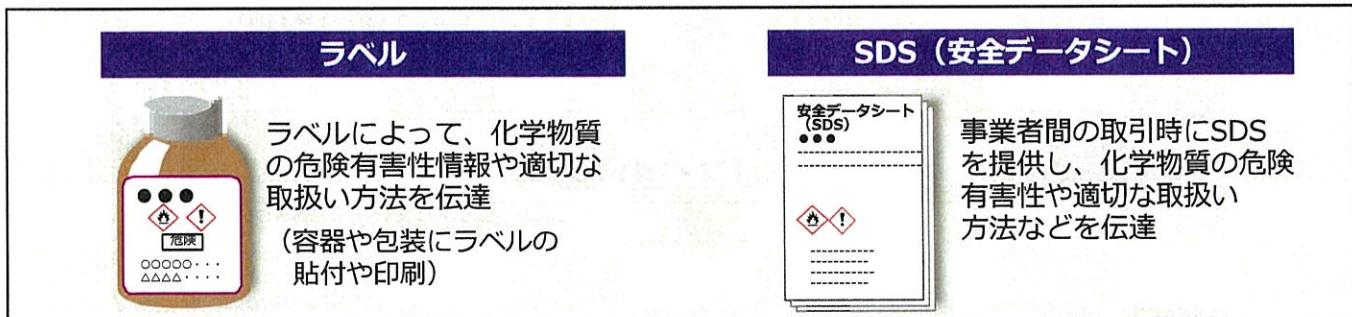


(製品の名称)	△△△製品	○○○○
(絵表示)		
(注意喚起語)	危険	
(危険有害性情報)	<ul style="list-style-type: none">・引火性液体及び蒸気・吸入すると有毒	
(注意書き)	取扱い注意 (供給者の特定)	
	<ul style="list-style-type: none">・火気厳禁・防爆構造の器具を用いる	

ステップ1

化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定します。



<危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き>

【炎】 	可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 	支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な損傷性	【ガスボンベ】 	高圧ガス	【どくろ】 	急性毒性 (区分1～3)
【感嘆符】 	急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	【環境】 	水生環境有害性	【健康有害性】 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性

<GHS国連勧告に基づくSDSの記載項目>

1 化学品および会社情報	9 物理的および化学的性質 (引火点、蒸気圧など)
2 危険有害性の要約 (GHS分類)	10 安定性および反応性
3 組成および成分情報 (CAS番号、化学名、含有量など)	11 有害性情報 (LD ₅₀ 値、IARC区分など)
4 応急措置	12 環境影響情報
5 火災時の措置	13 廃棄上の注意
6 漏出時の措置	14 輸送上の注意
7 取扱いおよび保管上の注意	15 適用法令 (安衛法、化管法、消防法など)
8 ばく露防止および保護措置 (ばく露限界値、保護具など)	16 その他の情報

ステップ2

リスクの見積り

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア～ウのいずれかの方法またはこれらの方の併用によって行います。（危険性についてはアとウに限る）

ア. 対象物が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）と、危険または健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。

マトリクス法	発生可能性と重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
数値化法	発生可能性と重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算または乗算などしてリスクを見積もる方法
枝分かれ図を用いた方法	発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
コントロール・バンディング	ILOの化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）などを用いてリスクを見積もる方法
プロセス災害を見積もる方法	化学プラントなどの化学反応のプロセスなどによる災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

イ. 労働者が対象物にさらされる程度（ばく露濃度など）とこの対象物の有害性の程度を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。このうち実測値による方法が望ましいです。

実測値による方法	対象の業務について作業環境測定などによって測定した作業場所における化学物質などの気中濃度などを、その化学物質などのばく露限界（日本産業衛生学会の許容濃度、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-TWAなど）と比較する方法
使用量などから推定する方法 ECETOC-TRAなど	数理モデルを用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺の化学物質などの気中濃度を推定し、その化学物質のばく露限界と比較する方法
あらかじめ尺度化した表を使用する方法	対象の化学物質などによる有害性とこの化学物質などへの労働者のばく露の程度を相対的に尺度化し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめ有害性の程度とばく露の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

ウ. その他、アまたはイに準じる方法

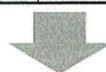
危険または健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令の各条項に規定されている場合に、これらの規定を確認する方法などがあります。

- ①特別則（労働安全衛生法に基づく化学物質等に関する個別の規則）の対象物質（特定化学物質、有機溶剤など）については、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法
- ②安衛令別表1に定める危険物および同等のGHS分類による危険性のある物質について、安衛則第四章などの規定を確認する方法

例1：マトリクスを用いた方法

※重篤度「②後遺障害」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積り例

		危険または健康障害の程度（重篤度）			
		死亡	後遺障害	休業	軽傷
危険または健康障害 を生じる おそれの程度 (発生可能性)	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1



リスク	優先度	
4～5	高	直ちにリスク低減措置を講じる必要がある。 措置を講じるまで作業停止する必要がある。
2～3	中	速やかにリスク低減措置を講じる必要がある。 措置を講じるまで使用しないことが望ましい。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例2：化学物質などの有害性とばく露の量を相対的に尺度化し、リスクを見積もる方法の例

①SDSを用い、GHS分類などを参考して有害性のレベルを区分する。

有害性のレベル	G H S 分類における健康有害性クラスと区分
A	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚刺激性 区分2 ・眼刺激性 区分2 ・吸引性呼吸器有害性 区分1 ・その他のグループに分類されない粉体、蒸気
B	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分4 ・特定標的臓器（単回ばく露） 区分2
C	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分3 ・皮膚腐食性 区分1 ・眼刺激性 区分1 ・皮膚感作性 区分1 ・特定標的臓器（単回ばく露） 区分1 ・特定標的臓器（反復ばく露） 区分2
D	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分1, 2 ・発がん性 区分2 ・特定標的臓器（反復曝露） 区分1 ・生殖毒性 区分1, 2
E	<ul style="list-style-type: none"> ・生殖細胞変異原性 区分1, 2 ・発がん性 区分1 ・呼吸器感作性 区分1

②作業環境レベルと作業時間などから、ばく露レベルを推定する。

（作業レベルは以下のよう式で算出）

$$\text{作業環境レベル} = (\text{取扱量}) + (\text{揮発性・飛散性}) - (\text{換気})$$

取扱量	揮発性・飛散性	換 气		
		多量：3	高：3	遠隔操作・完全密閉：4
少量：1	中：2	中量：2	中：2	局所排気：3
	低：1			全体換気・屋外作業：2
				換気なし：1

ばく露レベル	作業環境レベル				
	5以上	4	3	2	1以下
400時間超過	V	V	IV	IV	III
100～400時間	V	IV	IV	III	II
25～100時間	IV	IV	III	III	II
10～25時間	IV	III	III	II	II
10時間未満	III	II	II	II	I

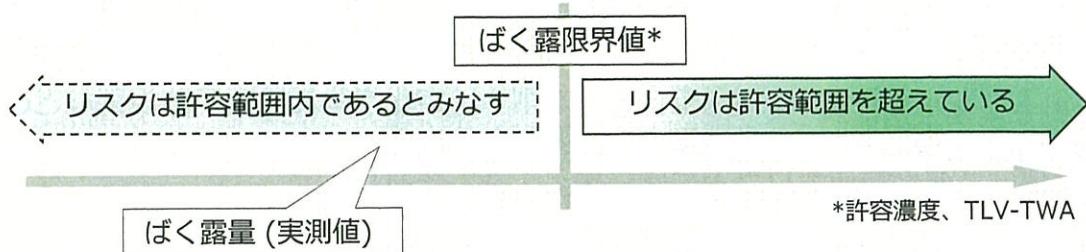
③有害性のレベルとばく露レベルからリスクを見積る。

有害性のレベル	ばく露レベル				
	V	IV	III	II	I
E	5	5	4	4	3
D	5	4	4	3	2
C	4	4	3	3	2
B	4	3	3	2	2
A	3	2	2	2	1

※これらの表はリスクの見積り方を例示するものであり、有害性のレベル分け、ばく露レベルの推定は仮のものです。

例3：実測値を用いる方法

実際に、化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法は、最も基本的な方法として推奨されます。



気中濃度の測定方法

- ◆作業環境測定
- ◆個人ばく露測定
- ◆簡易な測定（検知管、パッシブサンプラーなど）



例4：コントロール・バンディングを用いた方法

「コントロール・バンディング」は簡易なリスクアセスメント手法です。

これは、ILO（国際労働機関）が、開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を守るために、簡単で実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。

厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」で、支援システムを提供しており、サイト上で必要な情報を入力すると、リスクレベルと、それに応じた実施すべき対策と参考となる対策シートが得られます。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

コントロール・バンディング

検索



なお、対策シートはリスク低減措置の検討の参考としていただく材料です。

換気設備、保護具などの必要性について検討いただくとともに、より詳細なリスクアセスメントに向けたスクリーニングとしても使用することが可能です。

例5：ECETOC-TRA

欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）が提供するリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）は定量的評価が可能なツールとして普及しています。

<http://www.ecetoc.org/tra> (英語)

化学物質の物理化学的性状、作業工程（プロセスカテゴリー）、作業時間、換気条件などを入力することによって、推定ばく露濃度が算出されます。

その他

危険物については、化学プラントのセーフティ・アセスメントなどの方法があります。



ステップ3

リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討してください。

- ◆労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置をとる必要があります。
- ◆次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討します。
 - ア. 危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減
※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。
 - イ. 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策
 - ウ. 作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策
 - エ. 化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用



ステップ4

リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めます。

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

- ◆危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。
物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などをもとに、しっかり確認します。
確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかな物質でも、適切に管理して使用することが大切です。
- ◆温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。
- ◆化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。
- ◆衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付ける。
- ◆全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。
- ◆発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。
- ◆防毒マスクや防じんマスクを使用する。

使用期限（破過など）、保管方法に注意が必要です。

ステップ5

リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメントを実施したら、以下の事項を労働者に周知します。

1 周知事項

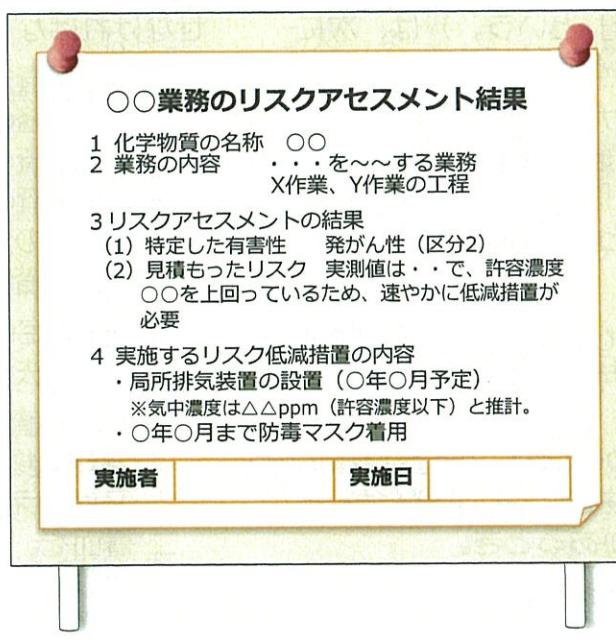
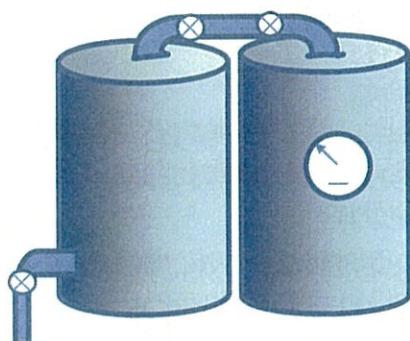
- ① 対象物の名称
- ② 対象業務の内容
- ③ リスクアセスメントの結果（特定した危険性または有害性、見積もったリスク）
- ④ 実施するリスク低減措置の内容

2 周知の方法は以下のいずれかによります。※SDSを労働者に周知する方法と同様です。

- ① 作業場に常時掲示、または備え付け
- ② 書面を労働者に交付
- ③ 電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器(パソコン端末など)を設置

3 法第59条第1項に基づく雇入れ時の教育と同条第2項に基づく作業変更時の教育において、上記の周知事項を含めるものとします。

4 リスクアセスメントの対象の業務が継続し、上記の労働者への周知などを行っている間は、それらの周知事項を記録し、保存しておきましょう。



その他

法に基づくリスクアセスメント義務の対象とならない化学物質などであっても、法第28条の2に基づき、リスクアセスメントを行う努力義務がありますので、上記に準じて取り組むように努めてください。



4. 労働安全衛生法・関係法令

労働安全衛生法（平成26年6月25日改正）

第57条の3

- 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。
- 2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による2措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

労働安全衛生規則（平成27年6月23日改正）

第34条の2の7

法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第一項において「調査」という。）は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下この条及び次条において「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
 - 二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- 2 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（調査のうち危険性に係るものにあつては、第一号又は第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。
- 一 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
 - 二 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法
 - 三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

第34条の2の8

事業者は、調査を行つたときは、次に掲げる事項を、前条第二項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 一 当該調査対象物の名称
 - 二 当該業務の内容
 - 三 当該調査の結果
 - 四 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容
- 2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
- 一 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
 - 二 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
 - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

1 趣旨等

本指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第3項の規定に基づき、事業者が、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置（以下「リスク低減措置」という。）が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものである。

また、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。

2 適用

本指針は、法第57条の3第1項の規定に基づき行う「第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物」（以下「化学物質等」という。）に係るリスクアセスメントについて適用し、労働者の就業に係る全てのものを対象とする。

3 実施内容

事業者は、法第57条の3第1項に基づくリスクアセスメントとして、(1)から(3)までに掲げる事項を、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第34条の2の8に基づき(5)に掲げる事項を実施しなければならない。また、法第57条の3第2項に基づき、法令の規定による措置を講ずるほか(4)に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 化学物質等による危険性又は有害性の特定
- (2) (1)により特定された化学物質等による危険性又は有害性並びに当該化学物質等を取り扱う作業方法、設備等により業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度（以下「リスク」という。）の見積り
- (3) (2)の見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討
- (4) (3)のリスク低減措置の実施
- (5) リスクアセスメント結果の労働者への周知

4 実施体制等

(1) 事業者は、次に掲げる体制でリスクアセスメント及びリスク低減措置（以下「リスクアセスメント等」という。）を実施するものとする。
ア 総括安全衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を統括管理されること。
総括安全衛生管理者が選任されていない場合には、事業の実施を統括管理する者に統括管理されること。
イ 安全管理者又は衛生管理者が選任されている場合には、当該者にリスクアセスメント等の実施を管理されること。
安全管理者又は衛生管理者が選任されていない場合には、職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導し、又は監督する者としての地位にあるものにリスクアセスメント等の実施を管理されること。

ウ 化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、上記イに掲げる者の下でリスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望ましいこと。

エ 安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会が設置されている場合には、これらの委員会においてリスクアセスメント等に関することを調査審議させ、また、当該委員会

が設置されていない場合には、リスクアセスメント等の対象業務に従事する労働者の意見を聴取する場を設けるなど、リスクアセスメント等の実施を決定する段階において労働者を参画させること。

オ リスクアセスメント等の実施に当たっては、化学物質管理者のほか、必要に応じ、化学物質等に係る危険性及び有害性や、化学物質等に係る機械設備、化学設備、生産技術等についての専門的知識を有する者を参画させること。
カ 上記のほか、より詳細なリスクアセスメント手法の導入又はリスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るために、労働衛生コンサルタント等の外部の専門家の活用を図ることが望ましいこと。

(2) 事業者は、(1)のリスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者等（カの外部の専門家を除く。）に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

5 実施時期

(1) 事業者は、安衛則第34条の2の7第1項に基づき、次のアからウまでに掲げる時期にリスクアセスメントを行うものとする。

ア 化学物質等を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

イ 化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
ウ 化学物質等による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。具体的には、化学物質等の譲渡又は提供を受けた後に、当該化学物質等を譲渡し、又は提供した者が当該化学物質等に係る安全データシート（以下「SDS」という。）の危険性又は有害性に係る情報を変更し、その内容が事業者に提供された場合等が含まれること。

(2) 事業者は、(1)のほか、次のアからウまでに掲げる場合にもリスクアセスメントを行うよう努めること。

ア 化学物質等に係る労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメント等の内容に問題がある場合

イ 前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合

ウ 既に製造し、又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合など、当該化学物質等を製造し、又は取り扱う業務について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合

(3) 事業者は、(1)のア又はイに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。

(4) 事業者は、(1)のア又はイに係る設備改修等の計画を策定するときは、その計画策定期段階においてもリスクアセスメント等を実施することが望ましいこと。

6 リスクアセスメント等の対象の選定

事業者は、次に定めるところにより、リスクアセスメント等の実施対象を選定するものとする。

(1) 事業場における化学物質等による危険性又は有害性等をリスクアセスメント等の対象とすること。

(2) リスクアセスメント等は、対象の化学物質等を製造し、又は取り扱う業務ごとに行うこと。ただし、例えば、当該業務に複数の作業工程がある場合に、当該工程を1つの単位とする、当該業務のうち同一場所において行われる複数の作業を1つの単位とするなど、事業場の実情に応じ適切な単位で行うことも可能であること。

(3) 元方事業者にあっては、その労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所で作業を行うこと（以下「混在作業」という。）によって生ずる労働災害を防止するため、当該混在作業についても、リスクアセスメント等の対象とすること。

7 情報の入手等

(1) 事業者は、リスクアセスメント等の実施に当たり、次に掲げる情報に関する資料等を入手するものとする。

入手に当たっては、リスクアセスメント等の対象には、定常的な作業のみならず、非定常作業も含まれることに留意すること。

また、混在作業等複数の事業者が同一の場所で作業を行う場合にあっては、当該複数の事業者が同一の場所で作業を行なう状況に関する資料等も含めるものとすること。

ア リスクアセスメント等の対象となる化学物質等に係る危険性又は有害性に関する情報（SDS等）

イ リスクアセスメント等の対象となる作業を実施する状況に関する情報（作業標準、作業手順書等、機械設備等に関する情報を含む。）

(2) 事業者は、(1)のほか、次に掲げる情報に関する資料等を、必要に応じ入手するものとすること。

ア 化学物質等に係る機械設備等のレイアウト等、作業の周辺の環境に関する情報

イ 作業環境測定結果等

ウ 災害事例、災害統計等

エ その他、リスクアセスメント等の実施に当たり参考となる資料等

(3) 事業者は、情報の入手に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 新たに化学物質等を外部から取得等しようとする場合には、当該化学物質等を譲渡し、又は提供する者から、当該化学物質等に係るSDSを確実に入手すること。

イ 化学物質等に係る新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等の製造者に対し、当該設備等の設計・製造段階においてリスクアセスメントを実施することを求め、その結果を入手すること。

ウ 化学物質等に係る機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対するリスクアセスメントの結果を入手すること。

(4) 元方事業者は、次に掲げる場合には、関係請負人におけるリスクアセスメントの円滑な実施に資するよう、自ら実施したリスクアセスメント等の結果を当該業務に係る関係請負人に提供すること。

ア 複数の事業者が同一の場所で作業する場合であって、混在作業における化学物質等による労働災害を防止するために元方事業者がリスクアセスメント等を実施したとき。

イ 化学物質等にばく露するおそれがある場所等、化学物質等による危険性又は有害性がある場所において、複数の事業者が作業を行う場合であって、元方事業者が当該場所に関するリスクアセスメント等を実施したとき。

8 危険性又は有害性の特定

事業者は、化学物質等について、リスクアセスメント等の対象となる業務を洗い出した上で、原則としてア及びイに即して危険性又は有害性を特定すること。また、必要に応じ、ウに掲げるものについても特定することが望ましいこと。

ア 國際連合から勧告として公表された「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」（以下「GHS」という。）又は日本工業規格Z7252に基づき分類された化学物質等の危険性又は有害性（SDSを入手した場合には、当該SDSに記載されているGHS分類結果）

イ 日本産業衛生学会の許容濃度又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-TWA等の化学物質等のばく露限界

（以下「ばく露限界」という。）が設定されている場合にはその値（SDSを入手した場合には、当該SDSに記載されているばく露限界）

ウ ア又はイによって特定される危険性又は有害性以外の、負傷又は疾病の原因となるおそれのある危険性又は有害性。この場合、過去に化学物質等による労働災害が発生した作業、化学物質等による危険又は健康障害のおそれがある事象が発生した作業等により事業者が把握している情報があるときには、当該情報に基づく危険性又は有害性が必ず含まれるよう留意すること。

9 リスクの見積り

(1) 事業者は、リスク低減措置の内容を検討するため、安衛則第34条の2の7第2項に基づき、次に掲げるいずれかの方法（危険性に係るものにあっては、ア又はウに掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により化学物質等によるリスクを見積もるものとする。

ア 化学物質等が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は化学物質等により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）及び当該危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

(イ) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法

(ウ) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法

(エ) ILOの化学物質リスク簡易評価法（コントロール・パンディング）等を用いてリスクを見積もる方法

(オ) 化学プラント等の化学反応のプロセス等による災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

イ 当該業務に従事する労働者が化学物質等にさらされる程度（ばく露の程度）及び当該化学物質等の有害性の程度を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があるが、このうち、(ア)の方法を探ることが望ましいこと。

(ア) 対象の業務について作業環境測定等により測定した作業場所における化学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等のばく露限界と比較する方法

(イ) 数理モデルを用いて対象の業務に係る作業を行う労働者の周辺の化学物質等の気中濃度を推定し、当該化学物質のばく露限界と比較する方法

(ウ) 対象の化学物質等による有害性及び当該化学物質等への労働者のばく露の程度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ有害性の程度及びばく露の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

ウ ア又はイに掲げる方法に準ずる方法。具体的には、次に掲げる方法があること。

(ア) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険又は健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令（主に健康障害の防止を目的とした有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の規定並びに主に危険の防止を目的とした労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第1に掲げる危険物に係る安衛則の規定）の各条項に規定されている場合に、当該規定を確認する方法。

安全衛生法関係法令（主に健康障害の防止を目的とした有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の規定並びに主に危険の防止を目的とした労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第1に掲げる危険物に係る安衛則の規定）の各条項に規定されている場合に、当該規定を確認する方法。

(1) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険を防止するための具体的な規定が労働安全衛生法関係法令に規定されていない場合において、当該化学物質等のSDSに記載されている危険性の種類（例えば「爆発物」など）を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的措置が規定されている物に係る当該規定を確認する方法

(2) 事業者は、(1)のア又はイの方法により見積りを行うに際しては、用いるリスクの見積り方法に応じて、7で入手した情報等から次に掲げる事項等必要な情報を使用すること。

ア 当該化学物質等の性状

イ 当該化学物質等の製造量又は取扱量

ウ 当該化学物質等の製造又は取扱い（以下「製造等」という。）に係る作業の内容

エ 当該化学物質等の製造等に係る作業の条件及び関連設備の状況

オ 当該化学物質等の製造等に係る作業への人員配置の状況

カ 作業時間及び作業の頻度

キ 換気設備の設置状況

ク 保護具の使用状況

ケ 当該化学物質等に係る既存の作業環境中の濃度若しくはばく露濃度の測定結果又は生物学的モニタリング結果

(3) 事業者は、(1)のアの方法によるリスクの見積りに当たり、次に掲げる事項等に留意するものとする。

ア 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。

イ 負傷又は疾病の重篤度は、傷害や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。

ウ リスクアセスメントの対象の業務に従事する労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮することが望ましいこと。

(4) 事業者は、一定の安全衛生対策が講じられた状態でリスクを見積もる場合には、用いるリスクの見積り方法における必要性に応じて、次に掲げる事項等を考慮すること。

ア 安全装置の設置、立入禁止措置、排気・換気装置の設置その他の労働災害防止のための機能又は方策（以下「安全衛生機能等」という。）の信頼性及び維持能力

イ 安全衛生機能等を無効化する又は無視する可能性

ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

エ 有害性が立証されていないが、一定の根拠がある場合における当該根拠に基づく有害性

置を検討する必要がないものとして差し支えないものであること。

ア 危険性又は有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等又はこれらの併用によるリスクの低減

イ 化学物質等に係る機械設備等の防爆構造化、安全装置の二重化等の工学的対策又は化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策

ウ 作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策

エ 化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用

(2) (1)の検討に当たっては、より優先順位の高い措置を実施することにした場合であって、当該措置により十分にリスクが低減される場合には、当該措置よりも優先順位の低い措置の検討まで要するものではないこと。また、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。

(3) 死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずるほか、(1)において検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めるものとする。

(4) リスク低減措置を講じた場合には、当該措置を実施した後に見込まれるリスクを見積もることが望ましいこと。

11 リスクアセスメント結果等の労働者への周知等

(1) 事業者は、安衛則第34条の2の8に基づき次に掲げる事項を化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知するものとする。

ア 対象の化学物質等の名称

イ 対象業務の内容

ウ リスクアセスメントの結果

(ア) 特定した危険性又は有害性

(イ) 見積もったリスク

エ 実施するリスク低減措置の内容

(2) (1)の周知は、次に掲げるいずれかの方法によること。

ア 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けされること

イ 書面を労働者に交付すること

ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

(3) 法第59条第1項に基づく雇入れ時教育及び同条第2項に基づく作業変更時教育においては、労働安全衛生規則第35条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項として、(1)に掲げる事項を含めること。

なお、5の(1)に掲げるリスクアセスメント等の実施時期のうちアからウまでについては、法第59条第2項の「作業内容を変更したとき」に該当するものであること。

(4) リスクアセスメントの対象の業務が継続し(1)の労働者への周知等を行っている間は、事業者は(1)に掲げる事項を記録し、保存しておくことが望ましい。

12 その他

表示対象物又は通知対象物以外のものであって、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものについては、法第28条の2に基づき、この指針に準じて取り組むよう努めること。

10 リスク低減措置の検討及び実施

(1) 事業者は、法令に定められた措置がある場合にはそれを必ず実施するほか、法令に定められた措置がない場合には、次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討するものとする。ただし、法令に定められた措置以外の措置にあっては、9(1)イの方法を用いたリスクの見積り結果として、ばく露濃度等がばく露限界を相当程度下回る場合は、当該リスクは、許容範囲内であり、リスク低減措

5. リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援

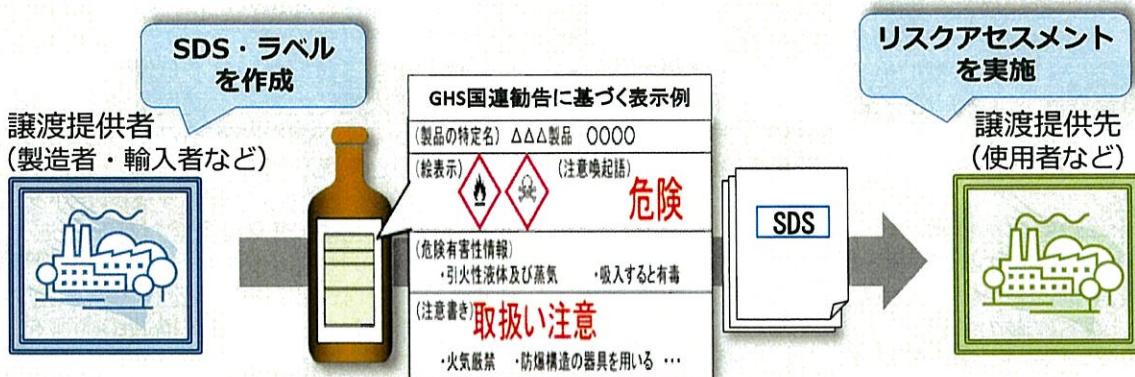
1. 法令、通知に関する相談窓口

都道府県労働局または労働基準監督署の健康主務課

所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

2. 支援事業

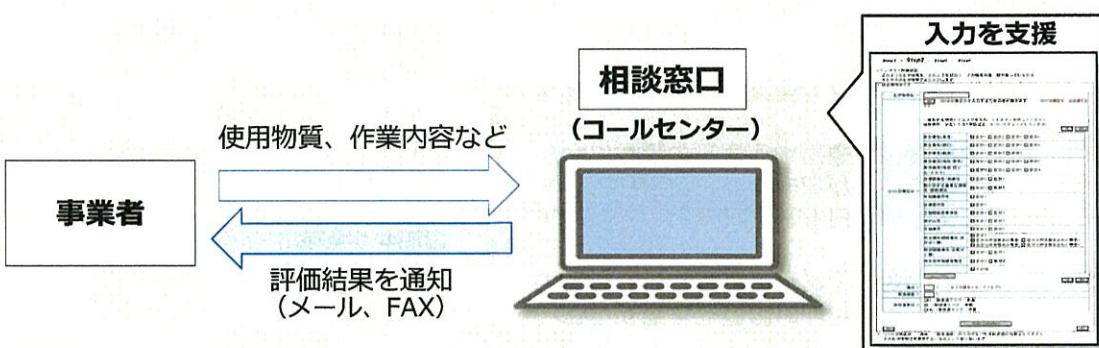
※平成27年度の例



1) 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメールなどで相談を受付

SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（「化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）」の使い方など）について相談できます。

※コントロール・バンディングの支援サービス：コールセンターが入力を支援し、評価結果をメールなどで通知



- ▶ 化学物質や化学品の危険性や有害性を調べる方法をご紹介します
- ▶ GHSラベルやSDSの読み方をお教えします
- ▶ 化学物質のリスクアセスメントの仕方を説明します
- ▶ リスクアセスメント結果の内容を説明します
- ▶ リスクを低減するための対策をアドバイスします

2) 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援

コールセンターの番号や訪問支援の問い合わせ先は、厚生労働省ホームページでお知らせしています。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口

検索

ラベル（表示）を作成する譲渡提供者（メーカーなど）の皆さんへ

ラベル（表示）は、安衛令別表第9に掲げる640の化学物質などが対象です

化学物質などを譲渡提供する際には、次の事項を記載したラベルを容器に貼付します。

- ①名称
- ②注意喚起語
- ③人体に及ぼす作用、安定性、反応性
- ④貯蔵または取扱い上の注意
- ⑤標章（絵表示）
- ⑥表示をする人の氏名、住所、電話番号

注) 「成分」の表示については、平成28年6月1日以降、記載義務がなくなりますが、適切と考えられる成分の表示を行うことが望されます。

ラベル（表示）に関する固体物の適用除外（令第18条および安衛則第30条関係）

純物質	金属*については、粉状以外（塊、板、棒、線など）の場合は適用除外 *イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンクスチル、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン、ロジウム
混合物	640物質に掲げる物を含有する製剤のうち、運搬中や貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状*にならない物は適用除外 *粉状とは、流体力学的粒子径が0.1mm以下のインハラブル（吸入性）粒子を含むものをいいます。 *具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレットなどは原則適用除外となります。

<適用除外とならない危険物または皮膚腐食性のあるもの>

以下のものは適用除外となりません。

- 1 危険物（安衛令別表第一に掲げるもの）
 - 2 可燃性の物等爆発または火災の原因となるおそれのある物
 - 3 皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（例えば酸化カルシウム、水酸化ナトリウムなどを含む製剤）
- ※具体的には、GHS分類の危険有害性クラスで物理化学的危険性または皮膚腐食性を有するもの

ラベル（表示）の適用除外（一般消費者の生活の用）

主として一般消費者の生活の用に供するための製品は除きます。
これには以下のものが含まれます。

- ◆「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品
- ◆「農薬取締法」（昭和23年法律第125号）に定められている農薬
- ◆労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品
- ◆表示対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- ◆一般消費者のもとに提供される段階の食品
ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタンなどが含まれた食品添加物、エタノールなどが含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、または酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には該当しないこと。

注) 固形物の適用除外は、ラベル表示のみです。
固形物の場合も、SDSの交付はこれまでどおり必要です。

注) ラベル作成の詳細、基準値については、関係法令、JISZ7253などを参照してください。

化学物質のSDS活用&リスクアセスメント自主点検票

事業場名	点検実施日
責任者名（衛生管理者など）	担当者職氏名

1. 事業場内で化学物質を取り扱っていますか。 ※塗料、洗浄剤、加工材など、身近なものにも化学物質が使われています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、点検終了								
2. その製品にSDS（安全データシート）は添付されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、納入元から入手してください								
3. その化学物質は何ですか。法令上①～③のどれに当てはまりますか。 ①特定化学物質・有機溶剤 ②①以外のSDS対象物 ③その他	⇒SDSの「15.適用法令」の欄を確認！または「職場のあんせんサイト」などで検索！								
<table border="1"> <tr> <td>化学物質名 ()</td> <td>CAS番号(SDSに記載) () ()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>() ()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>() ()</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>() ()</td> </tr> </table>	化学物質名 ()	CAS番号(SDSに記載) () ()	()	() ()	()	() ()	()	() ()	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③
化学物質名 ()	CAS番号(SDSに記載) () ()								
()	() ()								
()	() ()								
()	() ()								
4. その化学物質の取扱い業務について、リスクアセスメントを実施したことはありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ								
はいの場合、その結果を確認することはできますか。 ⇒はいの場合、6.へ ⇒いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ								
いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ								
5. リスクアセスメントの方法を選択しましょう。（詳しくは5ページ） SDSのGHS分類による危険有害性情報を参照して確認します。	<input type="checkbox"/> 危険性 <input type="checkbox"/> 有害性								
危険性についての方法 → <input type="checkbox"/> 災害シナリオを想定して見積もる方法 (マトリクス法など) <input type="checkbox"/> 法令規定を確認する方法 <input type="checkbox"/> その他									
有害性についての方法 → <input type="checkbox"/> ばく露濃度の測定（実測） <input type="checkbox"/> コントロール・バッティング <input type="checkbox"/> ECETOC-TRAなど <input type="checkbox"/> その他									
6. リスクアセスメントの結果を労働者に周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう								
7. SDSの内容を労働者に周知していますか。 ※作業場に備付け、各労働者に配布、パソコンなどで閲覧などの方法があります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう								
8. SDS対象物（3.の①または②）に当たる場合、納入された容器などにラベル表示がされていますか。 ⇒はいの場合、事業場内でもラベル表示したままにしましょう ⇒いいえの場合、納入元にラベル表示について照会しましょう	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ								

＜化学物質管理に関する相談窓口＞

SDSの活用やリスクアセスメントの実施について、専門家に相談することができます。
問い合わせ先は、厚生労働省のホームページでお知らせしています。